

令和7年第2回矢掛町議会第1回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和7年3月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分  
 (議事) 午前 9時30分  
 (散会) 午後 2時56分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	山 部 英 之	総務防災課長	堀 賢 一
企 画 課 長	稲 田 欽 也	財 政 課 長	松 嶋 良 治
町 民 課 長	佐 藤 澄 江	税 務 課 長	妹 尾 一 正
健康推進課長	小 川 公 一	こどもみらい課長	楠 木 貴 子
福祉介護課長	片 岡 崇	産業観光課長	池 田 敏 之
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上下水道課長	平 井 勝 志
教 育 課 長	稲 田 由 紀 子	会 計 管 理 者	松 嶋 良 治
建設課・教育課参事	黒 瀬 純 一	矢掛高等学校支援特任参事	妹 尾 一 正
病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆	介護老人保健施設事務長	小 出 優 子
総務防災課長代理	立 川 人 士	財 政 課 主 幹	石 井 亮 太 郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 一般質問 9番, 8番, 11番, 1番, 12番, 5番, 2番, 6番, 7番, 4番, 3番



午前9時30分 開議

**○議長（浅野 毅君）** 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日から18日までの本会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 9番, 8番, 11番, 1番, 12番, 5番, 2番, 6番, 7番, 4番, 3番

**○議長（浅野 毅君）** 日程第1, 一般質問を行います。

まず, 9番花川大志君, お願いします。花川君。

**○9番（花川大志君）** 議席9番花川でございます。通告事項, 矢掛町振興計画の検証と次期策定に関して, 早速質問を始めます。

賑わい創出事業をはじめ, 子育て・教育施策や高齢者福祉, 新生児からお年寄りまでの医療対策, また, 道路・水道等町民の日常生活を支えるための整備事業, そして, それらの達成の根拠である人口減少問題に対する定住化促進に根ざしたふるさと矢掛の維持。これを具現化する本町のまちづくりは, 近隣市町はもとより, 県内27市町村にあっても現在の社会状況に即応したさまざまな本町の取組は一定の評価を受けており, 矢掛町民であることを少なからず誇りに思える状況であると私は感じております。

この流れの根幹にあるもの, すなわち, 我がまちの将来像を示す設計図ともいえる持続可能な行政運営の具体的な指針・方向性を策定したまちの最上位計画である矢掛町振興計画は, 現在の第6次計画も4月からの令和7年度が最終年次となり, 当該年度は計画期間10年間の検証とともに, 基本構想を定める重要かつ忙しい一年となるであろうと推察いたします。

同計画は, 基本構想・基本計画・実施計画から構成されておりますが, 全編を通じ, ベースとして重要なことは, 町の課題と町民ニーズの把握とされています。最も肝要なことは, それらに対する仕組み, 取組の確立と財源の裏付けであり, その上で予算編成時においてこの指針に沿って行う進行管理であります。

よって, 議会としてもしっかりとこれに関わっていかなくてはならず, 振興計画に準じて, 各課ごとに具体的にまとめられた令和7年度事業計画及び当初予算書案の審査を行うこのタイミングにおいて, 実施計画の対象である施策事業に関しては, 基本構想・基本計画に即したもののか否かの観点からも現行計画最終年次を意識した審査が必要であろうと思うわけであります。

そこで, 以下の点について質問いたします。担当課としては, 振興計画の行動指針である町民と行政の理解と協力という趣旨にのっとり, 計画策定に向けた予備的な取組を既に実施していると推察いたしますが, 第6次計画後期5か年の基本計画の検証と同時進行しながら, どういう方法や働き掛けにより町民の意見を酌み上げ, 疎通を図り, ニーズを把握していくのか。その具体的な方策, 取組の概要を問います。

次に, 優しさにあふれ, 快適で, 元気なまちづくりの実現に向けては, 行政機構各課がさまざまな事業施策に取り組まなければなりません, その数は膨大多岐にわたります。当然ながら, 財源との兼ね合いもこれあり, 優先順位を付ける必要性が生じるわけであります。つまり, 進行管理を厳密にしなけ

ればならない。これが大変重要でございます。

そこで、現行の第6次振興計画策定時に実施された住民意識アンケートの結果から数項目を抽出して、見解を伺います。

同アンケート調査において、町行政に力を入れてほしい取組として町民の関心が高かったものは、人口減少対策でした。この問題に関連する諸々の施策及び事業の進捗状況や継続の必要性について、検証を兼ねた見解を伺います。

また、矢掛町に住み続けたいか否かとの問いに対して、町外に転居したいと回答した方のうち複数回答ですが、交通の便が悪いが約56パーセント、買物の便が悪いが約33パーセントと公共交通に関連する取組の御不満と御不便が浮き彫りになっていました。これに取り組んだ諸々の施策及び事業の進捗状況及び継続の必要性について、検証を兼ねた見解を伺います。

次に、保健医療、健康づくりに関して町行政に力を入れてほしい取組として、医療体制、介護体制と共に施設整備の充実を求める要望が複数回答で、いずれも約65パーセント以上の数字となっておりますが、これに取り組んだ施策及び事業の進捗状況及び継続の必要性について、検証を兼ねた見解を伺います。

以上3点について、担当課の答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（稲田欽也君）** 9番花川議員の質問にお答えします。

現行の第6次矢掛町振興計画は、平成28年3月に策定したもので計画期間は令和7年度までの10年間の計画となります。本計画は、基本構想及び基本計画で構成し、地域の実情や社会情勢の変化等を踏まえ、町民の意見を反映し、総合的見地から策定しております。なお、基本計画については5年で見直しを行っており、令和3年3月に後期基本計画を策定しております。

現在は令和8年度からの次期振興計画策定に向け、今年度から基礎調査等に取り組んでおり、町民の意見を反映するため、町民アンケート、中高生アンケート、まちづくりワークショップを実施しております。また、振興計画の策定にあたっては、町議会議員、住民、学識経験者、町職員で構成する矢掛町振興計画審議会に諮問することとなっております。

今後、基礎調査結果やこれまでの検証結果等をふまえ、計画原案を作成し、同審議会へお諮りして御審議をいただきます。そして、パブリックコメントにより、広く町民の御意見も伺った上で計画案を策定し、最終的に議会の議決を経て策定、公表をする予定としております。

少子高齢化の加速による人口の急減や社会情勢の急激な変化が見込まれる厳しい状況の中でさまざまな課題や将来像を町民と共有し、持続可能で発展的なまちづくりにつなげていきたいと考えております。

第6次振興計画策定時に実施した住民意識調査の中で関心の高かったもの、1点目の御質問の人口減少対策については、さまざまな分野に関係してきますが、少子化による人口の自然減少、都市圏への人の流出による人口の社会減少が継続的に進行しております。

そして、特に本町では、魅力度向上による交流人口・関係人口の拡大による社会増に向けた取組を行っております。矢掛商店街を核とした観光のまちづくり、アウトドア設備のかわまちづくり事業など本町の魅力を高め、交流人口・関係人口が拡大することで移住定住の増加による人口減少の抑制につながっていくものと考えており、今後も長期的な観点で取り組んでいく必要があると考えています。

2点目の御質問である公共交通につきましては、これまで本町では、町民の足となる公共交通として

井原鉄道・井笠バスカンパニー・北振バスの路線バスは挙げております。またそれに加え、高齢者等の福祉施策として地域福祉バスを運行しておりますが、交通手段を持たない高齢者等にとって最適な交通手段の確保や持続可能な公共交通体系の構築が課題となっております。

そこで、矢掛町地域公共交通計画を策定し、この計画に基づき、ドア・ツー・ドアの町内移動を実現する定額タクシー事業を令和6年10月から実施しております。今後、実証実験を経てこの検証等を行い、課題解決につなげていきたいと考えています。また、買物の御不便の問題につきましても、業者に移動販売の働き掛けなどを行っております。

3点目の御質問であります保健・医療・健康づくりについては、健康推進課において健康やかげ21・食育推進計画策定し、栄養と食生活、運動と身体活動、休養と心、たばこ、アルコール、歯と口、生活習慣病の発症及び重症化予防の7項目に重点を置き、健康への意識を高め、健康的な生活を自分で選択し、実践できるようになることを目指しております。

また、本年度健康ポイント事業を実施するなど各世代の健康づくりとともに、食育推進など一体的に取り組んでいます。そして、医療に関しましても矢掛病院と連携し、救急医療をはじめ地域医療体制の充実に取り組んでいます。

来年度が第6次振興計画の最終年となります。今後とも町民一人ひとりが安心して生活でき、住み続けて良かったと思えるような快適で魅力的なまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 花川君。

**○9番（花川大志君）** 企画課長の答弁では地域や社会情勢の現状に鑑み、町民の意見を反映しつつ、総合的見地をもって前期・後期5年のスパンで見直しを行い、基本計画の策定に当たるとのことでございました。その根拠とするべく、既に今年度から各年代層を対象にアンケート調査やワークショップなど基礎的なデータ収集を実施しているとのこと。これは、その方針に整合するものであり、議会としても評価できるものであります。

計画策定に前期・後期各5か年という区切りはあるものの、行政が推進するさまざまな事業施策の変遷や住民意識の変化に敏感に即応し、これら収集した町民のお声を元に微調整を掛けてより良いまちの将来像を描いていただきたいと、このように思うわけであります。

その上でもう一つの重要な根拠となるべき要件について、この際問いたいと思います。それは、我がまちの財政についての概況であります。

第6次振興計画では、まちの目指すべき将来像実現のために5項目の重点目標と8項目の基本目標を掲げています。これに準じた諸施策は、ほぼ全て予算の裏付けがあってこそ実施できるものであり、議会としては財政運営の現状を確認しておかなくてはなりません。

近隣自治体では、この課題に直面しているところもあり、住民の不安を思うと居たたまれません。

将来像を描く町の振興計画ですから、将来にわたる我がまちの健全な財政運営の見通しが立っていないければ、基本構想に準じた基本計画も実施計画も絵に描いた餅になりかねません。

ここで言う将来にわたる我がまちの健全な財政運営の見通しについては、特に地方債残高の現況をただしたいと思います。とりわけ減災基金への積立ての現状、経常収支比率の改善を目途とした繰上償還の実施状況など基本計画・実施計画に準じたハード・ソフト双方の事業予算を担保し得る現状であるのか否かについて問います。

今後の財政運営に関する見解も含め、我々町民に分かりやすい言葉で担当課からの答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** 9番花川議員の再質問、振興計画策定に関連しての町の財政状況について、財政課からお答えいたします。

矢掛町の将来を見据えた事業の計画・実現には、議員おっしゃるとおり、財源の裏付けが必要であり、長期的な視野に立った財政運営が不可欠です。

基本実施計画を確立していく上で勘案しなければならない財政状況の実態をとということですので、一般会計における地方債残高を中心に状況を述べさせていただきます。

地方債残高、ここではわかりやすく借金という言葉で説明をさせていただきます。令和元年度末の借金残高は約103億円でございました。それを令和5年度末で見ますと約91億円。4年間で約12億円減少したことになります。ただ、表面的な残高を見るだけでは詳しい状況はわかりませんので、少し細かい説明をさせていただきます。

借金の中には、返済する際に普通交付税として国からもらえる分があり、これを交付税措置分と言いますが、先ほど言いました令和5年度末の借金残高約91億円のうち、この交付税措置されている金額は約67億円で、つまり、実質的な借金はこの91億円から67億円を差引きした約24億円ということになります。また、矢掛町は、借入れの7割が交付税措置される大変有利な過疎対策事業債を積極的に借りております。

交付税措置分7割を除いた残りの3割が純粋な借金になるわけですが、後年度の財政負担を極力減らすために、その3割分を別に減債基金という基金に積み立て、返済する際に、その積み立てた中から純粋な借金分3割分を取り崩してその財源に充てるというやり方をとっています。

先ほど、令和5年度末の実質的な借金は、交付税措置をされている部分を除いた約24億円と申しましたが、過疎対策事業債の残高の3割部分など借金の返済のために積み立てている貯金は約11億円ありますので、本当の正味な借金は24億円から11億円を引いた約13億円ということになります。

まとめますと、令和5年度末の借金残高は、先ほど言いました91億円に対して、交付税措置で交付税手当されているものや既に返済用に積み立てているものを除くと残りは約13億円。今後、新たに自前での調達が必要なのは、13億円ということでございます。

また、借金残高が令和2年度末から大きく減少した背景には繰上償還の実施があります。令和2年度から令和5年度まで過疎対策事業債を毎年2億8,000万円ずつ繰上償還を行い、借金残高の減少に努めており、今後もこの方針は続けていく予定であります。

借金の残高、つまり地方債残高については以上のとおりですが、それとは別に事業を計画・実施していく上で重要な財源となる基金について少し説明をさせていただきます。

基金、ここでは貯金という言葉で使わせていただきますが、令和5年度末の貯金の総額は約92億円でございます。この中には、既に使い道が決まっているものが約54億円あり、これはさまざまな事業の財源として、また借金の返済資金として使っていく予定であります。

残りの約38億円が財政調整基金と言い、大規模災害の発生や大幅な税収減など不測の事態に備えるために積み立てているものでございます。取り崩すのに比較的自由度の高いこの財政調整基金を約38億円と多く積み立てているのが矢掛町の強みであると考えています。

借金と貯金の状況を説明いたしました。健全な財政状況の一端をお判りいただけたと思います。

また近年では、ふるさと納税寄附金の増大などにより、貯金の残高、また、事業実施の有効な財源として活用を見込んでいるところでもあります。

先ほど紹介しました過疎対策事業債の3割部分の積立てや毎年2億8,000万円の繰上償還、これらは、いま財政に余裕がないとできることではありません。現状の十分な健全性があるがゆえに、後年度のための措置ができていますものであると考えます。

一般の物価の上昇、社会保障費の増大など、地方行政の厳しい財政運営を余儀なくされる社会情勢は今後も続くと思われませんが、これまでの健全財政を今後も引き続いて維持できるものと考えております。ただ、そういった状況ではあるからこそ、逆に気を引き締め、町長の強いリーダーシップの元、事業の有効性を大胆に、そしてある時は慎重に見極め、真に町民のためになるまちづくりに寄与できればと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 花川君。

**○9番（花川大志君）** 財政課長の答弁は、現在の矢掛町財政の健全性を分かりやすく端的に表すものでありました。地方債残高を借金、基金を貯金と表現し、国からの交付税措置と過疎対策事業債の仕組みについて解説をされました。

1年前の令和5年度末の地方債残高は——いわゆる借金ですが、帳簿上91億円ですが、貯金及び交付税措置と過疎対策事業債の返済割合等を勘案すれば、実質的な借金は13億円とのことでありました。

さらに、財政調整基金の積立額の現状などを後年、我がまちに発生するかもしれない大規模災害等々不測の事態に備えての財政運営は、有意に推進されており、これは本年度9月定例会にて議会に提出された決算監査報告の財務状況とおおむね合致するものであります。

この財務状況に鑑みますと、現行の第6次振興計画の基本計画・実施計画に準じた事業施策の継続的な財政支出に関しては、一定の担保力を有していると判断して問題ないでありましょう。

その前提の上で、再度振興計画策定に関して問います。財政運営に支障がない現在、振興計画基本構想にのっとりさまざまな事業施策をまとめる第7次矢掛町振興計画の策定に当たっては、我々町民が関心の高いもの、つまり、行政・町民の思いの一致した矢掛町の課題を先鋭的に抽出し、これに連なる対策、取組を明示していただかなくてはなりません。これは策定の基本です。

これは、言わずもがなのことでありますから、確認のために申し上げるレベルの話ではあります。むしろ、議会として要望することは、その町民意見の反映という観点から、各基礎調査を実施するに当たっては、住民意識調査におけるアンケートの質問内容をより実情に即した合理的かつ深層意識を酌み上げる内容にすべきという点であります。

なぜならば、実施計画の見える化、つまり、現在実施推進中の事業施策に対する町民の評価をも内包した質問内容でなければ、より良い町民意見の反映を期待できないのではと考えるからであります。

例えば、現在進行中のかわまちづくり計画や公共交通体制としての定額タクシー制度、そして、本筋の人口減少対策に関するあらゆる取組、なかでも、小・中義務教育学校の将来的な維持と合理的な教育行政の運営、更に企業誘致に係る働く場所いわゆる仕事の確保、子育て補助と高齢者の介護福祉の推進、総じてこのまちに定住する意義を見出せる事業施策取組の検証を我々町民とともに図っていただきたいということでもあります。これこそが、第6次から第7次へつなぐまちづくりの最上位計画の策定の本旨であろうかなと思うわけであります。

そこで執行部に問います。前段の答弁にもありましたが、各層アンケート調査、今月開催されたまちづくりワークショップ、これには多数の町民が参加され、中には矢掛高校生約10名もおられたとお聞きしておりますが、この町民意見の反映を目途としたデータ収集が順次実施されていると承知していますが、いま申し上げた提案要望は、このコンセプトとしてアンケート内容に組み込まれているか否か。また、既に実施済みのことは置くとして、今後更に町民の意見を酌み取るべく、何らかの調査を実施するか否か。アンケート項目の概要も含め、わかりやすい解説のもと答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（稲田欽也君）** 9番花川議員の再々質問にお答えいたします。

町民意見の反映は本計画にとって大変重要なことであり、そのためワークショップや住民アンケートを行うものであります。

今年度実施しました町民アンケートの主な内容は矢掛町の住みやすさ、これからのまちづくり、人口減少や少子化、そして、まちづくりの満足度と重要性を行政の項目ごとに評価いただくものとなっております。

御例示のありましたかわまちづくりに関しましては、町民アンケートにありましたお声の矢掛町の住みやすさである自然を生かしたまちづくりの一環であります。また、定額タクシー事業に関しましてもアンケートによる住みにくさの要因である交通の便の悪さの改善を図ることを目指したものであります。アンケートやお伺いしました町民のお声を大切に、次期計画に反映してまいりたいと思います。

今後につきましては、今年度実施した基礎調査を基に、矢掛町振興計画審議会で更に意見をお聞きし、また、計画案策定時にはパブリックコメントで意見を求めるようにしております。

令和7年度は正にさまざまな御意見をいただきながら次期計画を形にする1年となります。議会におかれましても、御意見をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 花川議員の御質問につきまして、私のほうからも答弁させていただきたいと思っております。

来年度で第6次矢掛町振興計画が終了いたします。そして、再来年度から次の第7次の計画となります。この4月から始まります新年度は、計画を策定し、町民の皆様にお示しする大事な年となります。この第7次振興計画の策定にあたり、私の基本的な考え方を2点お伝えさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、次期計画は第1次振興計画から現在の第6次振興計画まで、町が町民の皆様と共に長きにわたり積み上げてきたさまざまな施策の成果を礎として、そして、次の10年に向け策定されるものであるという認識に立つこと。

2つ目は、町民の皆様のニーズを的確に捉え、また、今後の時代の変化を見据え、中期長期にわたる諸課題に対し、現実的で効果的な視点で考え立案された計画であること、この2点であります。

次期振興計画は、町民の皆様からの意見、そして、審議会における委員の方々からの意見と審議を経て策定されるものであります。そのプロセスにつきましては、先ほど担当課長が答弁させていただいたとおりでございます。

そして、私は最も重要なのは、町民の皆様から選挙で選ばれ、議員で構成されるこの議会であると考えます。議員の皆様からの意見、議会における審議を重んじ、町民の皆様がこれからも安心して住み続

けられる満足度の高いまちづくりの実現に向け、取り組んでまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（浅野 毅君）** 花川君。

**○9番（花川大志君）** 企画課長の答弁では、我がまちの住みやすさ、住みにくさ、つまり、伸ばすところ、改善するところなど町民からのお声を拾い上げて、次期計画に反映するとのことでありました。

策定に関する審議会においてもこの方針を踏襲していただければ、町民の意見はより幅広く盛り込まれるであります。

また町長からは、執行権者としての見解の一端を開示していただきました。第7次矢掛町振興計画は、正に山岡町政の設計図でありますから、我がまちの将来像がどう表現されるのか、これは楽しみであります。

今回示された町長のまちづくりの方向性と企画課長の策定方針とは、正に整合しており、これから一年掛けてまとめられる次期振興計画の内容については、どのように町民のお声が反映されているのか、議会としてもしっかりと注視してまいりたいと思います。

今定例会で示されている令和7年度予算案には地方債起債予定額が計上されておりますが、さまざまなまちづくり予算への投資も含め、地方債残高は再び100億を超えます。ただし、財政課長の解説に基づけば、我がまちの債務額は、その額面どおりではありません。大事なのは、財政運営に取り組むにあたり、この100億円という起債総額が一つの目安になることだと私は考えております。つまり、ブレーキたる基準です。

まちの運営は、毎日毎日、間断なく続きますから、1年後の時点でたとえ借金が100億を超えていたとしても幸いにも懸念を催す必要はありません。これは、財政課長の御答弁で証明されております。

むしろ、これを未来への投資の結果と捉えるならば、重要なのは、やはり基本構想に根ざした基本計画・実施計画からなる第7次矢掛町振興計画の中身であろうと考えるわけであります。

つまり、この最上位計画に準拠し、洗練された施策事業、また、このまちに生まれて良かった、住んで良かったと思えるあらゆる行政サービス、これを健全財政の元展開していただくことであります。このことを切にお願い申し上げ、全ての質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、8番石井君、お願いします。石井君。

**○8番（石井信行君）** 議席番号8番日本共産党の石井信行です。質問に先立って、ウクライナへの侵略に断固抗議し、ガザでの停戦を恒久平和につなげることを心から願って質問に入ります。

1つ目、電通岡山支社によるDX事業検証についてですが、電通岡山支社が作ったアプリで令和7年度以降、矢掛町民が使えるアプリがあるかどうか。もしあれば、その名前も教えていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 8番石井議員のDX事業検証についての御質問に産業観光課からお答えいたします。

令和7年度以降に使えるアプリの有無の御質問ですが、地方創生推進交付金を財源に令和4年度から令和8年度を事業期間として実施しております周遊促進加速化業務等についての事業として回答をさせていただきます。

本事業は、令和4年度から令和6年度については、株式会社電通西日本岡山支社に業務を委託し、電

電動自転車によるレンタサイクルやキャンプ用品・調理道具が全てセットでキャンプができるキャンペーンなどを実施し、予約システムの構築、電子クーポンの発行、利用者の動向分析及びアンケート調査などにおいてデジタル技術を活用し、自然の魅力に触れていただくなどのアウトドア活動を通して実証実験を実施してまいりました。

アプリについては、構築に向け実証実験を検証しているところであり、町民の皆様へお示しできるアプリはございませんが、今後、WEBアプリやモバイルアプリを含めて検討していきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** 令和4年度から令和6年度までの電子チケットの使用状況は、数で教えていただけますか。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** それでは、令和4年度から令和6年度までの電子チケットクーポンの使用状況についてですが、令和4年度と令和5年度は電動自転車のe-Bike、令和6年度はキャンプでのキャンペーンを実施しており、期間中のクーポンの使用状況は、令和4年度252件、令和5年度61件、令和6年度が307件です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** 実証実験事業ということですが、私の計算ではこの令和4年度・5年度・6年度の収益が、14万9,500円になる計算なんですけど、令和5年度と令和6年度のこのデジタルツールシステムの構築委託料で8,350万円5年度と令和6年度のデジタルツールシステムの構築委託料3,170万円です。1億1,520万円なんですけど、これだけのお金を使って14万あるいは15万の益しかないってこれが実証実験として成り立つのか、大いに疑問なんです。

これは担当課としては、これをどう捉えているのかお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** それでは、再質問にお答えさせていただきます。事業が成り立つのかということですが、当該事業においては、矢掛町におけるアウトドアのイメージ戦略としてテレビ新聞のメディアを活用したPR、それから専用ホームページやSNSによる情報発信などプロモーション活動も実施してまいりました。この活動により多くの方に矢掛町を認知していただき、令和4年に55万5,000人、令和5年に58万1,000人の観光入込客の獲得に寄与してきていると認識しております。

さらに、かわまちづくり計画におけるアウトドア施設のオープンに向け、本町がアウトドアの楽しめるまちとしてのPRにつながり、新たな層の誘客に期待が出来るものと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** 私は、デジタルツールシステム構築委託料だけで計算をして1億1,520万円という計算なんですけど、今言われた答えではプロモーション委託料も313万円と508万円を入れると800万超えます。それで、令和5年・6年の委託料で1億2,000万円を十分超えるお金が出てくるわけですね。

それを使って 14,5 万の収益で宣伝ができたなどということはとても言えない。こんな事業はぜひ見直さなければ町の財政として成り立たなくなるということを指摘して、次の質問に移ります。

上水道の増額についてですが、この 2 つ目の質問に入る前に水道課の職員の方々にはお礼を申し上げておきます。昨夏、雨が降らず、水道の確保のために昼夜を分かたず節水を呼び掛けて町内を回られていたこと、それから寒冷期の水道管破裂による漏水を防ぐために、特に夜間の注意喚起を促して巡回し、漏えい個所の発見のために、水道管を音を頼りの検知で周っておられることに感謝を申し上げておきます。

併せて、水道管の破裂による漏水を隣近所で見掛けたら即刻知らせる、あるいは止水栓を止めるなどの行動を呼び掛けて、水道料金の増額についてお尋ねをします。

増額する根拠は何か、お答えください。

**○議長（浅野 毅君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 8 番石井議員の御質問、上水道料金の増額について、上下水道課からお答えいたします。その前にすみません、職員の活動につきましてお言葉をいただきまして大変ありがとうございます。

それでは、お答えさせていただきます。料金増額の根拠は何かという御質問でございます。従前から決算報告のたびに経営状況は厳しいとこの場で繰り返し御説明申し上げさせていただき、先の 9 月議会の一般質問においても経営状況や事業の課題、対処や対策の方策について御説明させていただく中で料金の見直しについても御説明させていただいてございます。

繰り返しの御説明になりますが、経営状況悪化の要因といたしましては、人口減少による料金収入の減少、また、動力費や修繕費、施設更新費など物価の急激な上昇に伴う経費の増加が大きな原因でございます。また、地震災害などに対する備えとして、施設の耐震化の推進や老朽化する施設の更新などに要する費用の増加も見込まれており、これら複合した要因が料金の見直しに至る根拠でございます。

こうした社会情勢の急激な変化を受ける中、上下水道事業の安定経営を図るため、各分野の専門家で構成する矢掛町上下水道事業経営審議会に対し、令和 6 年 10 月 24 日に上下水道料金の適正水準について諮問を行いました。この審議会において上下水道事業の経営状況や今後の収支予測、改築更新への設備投資予測などさまざまな観点から各事業の運営について計 4 回の御審議をいただき、去る 1 月 9 日に料金水準についての審議会答申をいただきました。

答申の内容といたしましては、新聞報道や町のホームページなどでも御存じかとは思いますが、家事用平均で水道料金を 10.68 パーセント、下水道料金を 11.88 パーセント、それぞれ増額改定することが適正であるという内容でございました。

この答申を受けまして、町長からは「基本的にこの答申内容を尊重しつつ、昨今の物価高騰の状況の中、町民の皆様方の御負担を少しでも抑制するように」との指示によりまして、将来人口予測や維持管理経費の更なる見直し、また、設備投資のタイミングや規模などあらゆる数値を精査しまして、答申の改定率から改定幅を圧縮した内容にて、令和 7 年 2 月 14 日、上下水道事業運営委員会での御承認をいただいたものでございます。

今議会に上程しております料金改定の内容といたしましては、議案説明でも御説明申し上げましたが、家事用平均で水道料金を 10.26 パーセント、2 か月当たりで 480 円の増額、下水道料金を 11.49 パーセント、2 か月当たり 580 円、それぞれ増額改定するというものでございます。

なお、今回の料金改定につきましては、必要最小限度の改定であり、安全安心な上下水道事業を継続してゆくための改定でございます。町民の皆様方には、どうか御理解を賜りたいと考えています。議員におかれましても、上下水道事業のおかれている現在の状況、また、将来の状況を正しく御認識いただき、本改定に御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** 答弁いただきましたが、私は、ひとつ、東川面の浄水場更新工事の中で混和槽のタンク、これは直径3.5メートル高さ7メートルで、これを4基、鉄からステンレスに変更したこと。それから、制御盤を遠隔操作できるようにした。この2つも値上げをせざるを得なかった大きな要因ではないかと考えています。

途中で契約を変更したことは、なぜなのか。なぜ変更しなければならなかったのかという点が、1点。

それから、先ほど説明がありました家庭用の場合をとっても80パーセント以上の家庭で10パーセントを超える値上げになっている。通常では年間6,000円から7,000円の値上げになると考えられます。一体どこまで値上げを続けるのか。上水道料金の先の見通しはどうか、この2点をお答え願いたいと思います。

**○議長（浅野 毅君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** それでは、石井議員の再質問にお答えします。

浄水場更新工事の増額ということでございまして、変更契約をしたものでございますが、この内容につきましては管理棟であるとか浄水池、ポンプ性能等々に係る工事の変更でございます。ろ過器だけではございません。この中でろ過器の材質変更に伴いまして鉄からステンレス、これで変更になったものは直後で約3,900万円程度ということでございます。

これは今後、浄水場を50年間運営していく中でイニシャルコスト、それからランニングコスト、維持管理に掛かるコスト、これらを合わせて比較検討しまして、ステンレス有利ということで材質の変更をしたものでございます。

タブレットの端末で施設の状況を監視するというのも、これからDXの時代ということでございまして、常に役場が浄水場へ行かないと水道の状況が分からないというものでは今後の管理が困るところで、それは追加してございます。

それから、変更に掛かる契約額が約1億円——9,000くらいですが、これ50年で割ると年度で200万円というところになります。このことのみが直接の料金改定の原因となるとは言えないと考えております。よろしくお願いいたします。

それから、もう一つ大切なことです。料金のこれからの状況でございます。料金水準の審議におきましては、今後10年間の事業運営をシミュレーションしてございます。その中で必要最小限の改定にとどめておるものでございます。

水道事業では、現在までに留保している現金や預金、それから国債などそういった流布した債券を利用しつつ、それから下水道事業では国の制度である資本費平準化債を活用しつつ、事業運営に必要な資金が不足することはない水準で今後10年間維持できるであろう料金体系としてございます。今後10年間は、再度改定しなくても大丈夫であろうという改定と考えてございます。

ただし、昨今の急激な物価変動などのように、今後いつ、どういった経済情勢の変化が発生するかわ

からない、こういった状況でございます。今後は5年程度の期間ごとに定期的に専門的な見地から経営状況について検証していただく。そういったサイクルを回すよう制度化してまいりたいと考えてございます。

また、企業会計は一般会計などとは異なりまして、支出の抑制に重点を置く会計ではございません。必要な設備投資を適正に行い、利用に応じた料金を皆様方からいただき、収入と支出のバランスを図りながら経営を続けていくことが求められる、そういった会計でございます。

企業ではございますが、民間の企業とも異なりまして、利潤の追求が目的でもございません。住民の福祉の向上、その一点のみ追求して事業を運営しているものでございます。

今回の料金改定は、できるだけ安価にサービスを提供しつつ、必要な設備投資が滞り、サービスの提供が停滞するといったことはない最低限のバランスが取れるための料金水準として提案を作成しております。

議員におかれましては、こうした水道事業会計の企業運営について厳しい視点で監視をしていただき、将来にわたって矢掛町のライフラインが適正に維持継続できますよう今後もさまざまな点から御提言をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** 答弁ありましたが、この上水道は生活基盤のインフラです。もう欠かせないものです。この物価高の折、洗濯とお風呂、台所の煮炊きや皿洗いやそれから洗面やトイレに使わざるを得ない。水道料金が上がってしまつては、ますます暮らしにくくなってまいります。風呂や洗濯の回数を減らすにも限度があります。1日も早い改善方法を模索していただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

下水道の料金の増額についてですが、3つお尋ねをします。浄化施設の増設の必要性はあるのかということについて。2つ目、農業用集落排水施設を廃止して公共下水道に接続したのは一体どこで。3つ目の農業用の集落排水施設の減価償却分の積立金を町に収入しているかどうか。この3つの点についてお答えください。

**○議長（浅野 毅君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 8番石井議員の御質問、下水道料金の増額について、上下水道課からお答えいたします。

まず、1点目の御質問、浄化施設増設の必要性についてでございます。これは、持続可能な污水处理システムとして本町の污水处理事業を再構築、整理、統合するためでございます。

本町では、生活環境の改善を図るとともに公共用水域の水質保全に寄与するため、町民の皆様方からの御要望によりまして平成元年度から農業集落排水処理事業、公共下水道事業、合併処理浄化槽整備事業の下水道3事業を有効に活用し、町民の皆様方の生活環境改善に努めてまいりました。

その後、人口減少の進行により汚水流入量が減少となる中で、農業集落排水処理施設、公共下水道処理施設について施設規模にかなりの余裕が生じることとなり、将来の施設維持管理経費や多額の更新費用の発生、また、下水道料金収入の減少見込みといった污水处理事業の課題解消のため平成27年度に農業集落排水処理施設4地区を公共下水道へ統合し、持続可能な污水处理システムに再構築することとしたものでございます。

この再構築検討の中で、汚水流入量年次予測を基に矢掛浄化センターにつきましては、当初の施設規模 5,700 立方メートルでの整備予定を 5,100 立方メートルにダウンサイジングして整備を行ったものでございます。また、この再構築によりまして矢掛町全体の処理施設の規模は、7,100 立方メートルが 5,100 立方メートルと約 30 パーセントものダウンサイジングとなり、また、処理施設は 5 施設が 1 施設となることで将来の経費抑制に資するものと考えてございます。

増設の必要性といたしましては、以上の計画によるものでございまして、整備の時期につきましては汚水流入量及び流入予測により決定してございます。

2 点目の御質問、農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道に接続したのほどこかについてでございますが、これは西三成地区、東三成地区、中地区の 3 地区でございます。現在、最後の 4 地区目となる横谷地区の統合に着手してございます。

続きまして、3 点目の御質問でございます。農業集落排水処理施設の減価償却分の積立金を町に収入したのかということでございます。平成 30 年度からの企業会計の移行時の事かと思いますが、平成 29 年度まで農業集落排水事業は特別会計で会計処理しておりまして、単式簿記である特別会計、これは一般会計も同様でございます。この会計には、減価償却という概念、会計処理はございませんので、御質問の積立金というものもございませんから、収入としてはしておりません。

参考ではございますが、企業会計の移行時に後の企業会計として必要となる非現金項目の減価償却基礎額の算出の為、資産取得額及び減価償却累計額を算出して未償却残高とともに平成 30 年度下水道事業会計開始貸借対照表に資産として計上を行っておりまして平成 30 年 3 月議会に予算議案として提出しております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8 番（石井信行君）** はい。これも上水道と同じく暮らしの基盤ですから、改善の方法を模索していただきたいと思います。

4 つ目、放課後児童クラブについてのお尋ねです。放課後児童クラブは、子育て支援としても欠かせないものです。本町の来年度予算案では、放課後児童クラブを利用している父母にとって負担の軽減になっているかをお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** こどもみらい課長。

**○こどもみらい課長（楠木貴子君）** 8 番石井議員の本町の来年度予算案で放課後児童クラブを利用する父母にとって負担の軽減になっているかという御質問について、こどもみらい課からお答えいたします。

放課後児童クラブは、現在、美川小学校、山田小学校を除く町内 5 か所に設置しておりまして、その運営は町の委託を受けた各地区の運営委員会が行っています。

保護者負担金は、児童クラブを利用する児童の保護者が毎月又は随時支払う費用のことで、用途につきましては、各児童クラブの運営上必要な基準を上回る人件費などの経費や町の委託料には含まれていない、例えば、親子旅行のバス代やイベントの景品、消耗品などの経費でありまして、各児童クラブの運営委員会の決定を経て規約に定めたものと認識しております。

児童クラブの運営費につきましては、こどもみらい課では国の交付基準どおりに算定した費用を各児童クラブに委託料として支払っておりまして、通常はその費用の範囲で運営することが可能と考えてお

ります。

保護者負担金は、各児童クラブの運営委員会で決定するものでございますので、軽減等につきましても事業の状況を勘案した上で各児童クラブ運営委員会が主体的に行うものと考えております。

なお、今年度、国がこども未来戦略によりまして、放課後児童クラブの受皿の拡大や保護者負担の軽減等を掲げ、委託料の増額を行っております。これを受けまして、各児童クラブから来年度の保護者負担は据置き又は減額されると聞いております。

また、町の来年度予算案に放課後児童クラブを利用される低所得者に対する減免につきましても新たに計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** 来年度ですね、来年度については新たに手当をしてくださったという前向きな答弁をいただきましたが、予算書を見るとちょっとあまり大きな声で読み上げられないような数字ではないかと私は思っていますが、先日、矢掛町こども計画という冊子をいただきました。その中を見ると、小学校入学後に希望する放課後の過ごし方の項目を見ると、小学校の低学年では、52.2パーセントが放課後児童クラブを利用したいと、小学校高学年では33.6パーセントになってはいますが、さらに、就学前児童における就学前の子どもにおける放課後児童クラブの利用希望者数、希望者は、事業主体の割合を見ると、土日は28.3パーセント、日祝祭日は8.4パーセントですが、長期の休暇期間中は88.3パーセントとなっています。長期休暇中においては大半が利用を希望しているということがわかります。

そこで伺います。現在の放課後児童クラブ利用者に全額町が負担をするとすれば、いくら予算規模になるか。計算ができていれば、お答え願えればありがたいです。

**○議長（浅野 毅君）** こどもみらい課長。

**○こどもみらい課長（楠木貴子君）** 8番石井議員の再質問について、こどもみらい課からお答えいたします。今年度の放課後児童クラブの利用者希望の方は、常時利用で約150名、一時利用が約100名と聞いております。また、来年度の常時利用の希望者は168名、一時利用が103名と聞いております。

常時利用の保護者負担金は、1年間で来年度でありますと約1,300万円、一時利用の保護者負担金は、児童が平日、週2日利用したと仮定いたしまして試算いたしますと約500万円となります。

国は、こども未来戦略でも子育て世帯の経済的支援を掲げておりますが、一方でこの放課後児童クラブの経費につきまして二分の一は保護者から徴収することが望ましいとしております。

町としても、必要な経費については、国・県・町で公費負担をしているところでございます。また、放課後児童クラブは、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童を対象として適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図るのが目的でございます。

もし、保護者負担金を公費で賄うとなりますと、預けず家で保育されている保護者との公平性も保たれなくなるかと考えております。

そこで、再質問に対する回答でございますが、おやつ代を含めまして、クラブの独自事業に対する最低限必要な保護者負担については実費負担と考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** 子育て真っ最中の親にとっては子どもが学校から帰った後どう過ごすかってい

うことは、かなりの心配事ではあります。

おじいちゃん、おばあちゃんがおるうちはあれですが、そうでないうちも多いと聞きますので、子育てのまちということをやっぱりしっかり来ていただいて人口を増やすというからには、子育てに適したまちだということ言うためにもこの放課後児童クラブの利用者についての全面的なバックアップというものができないかということを考えています。

これからの事業として、いま言われたおよその金額でいくと1,800万ほどですね、2,000万あれば十分お釣りが来るということですから、子育てのまちとするためにはこういう父母負担の軽減をしていく。ほかの親御さんとの関係もあります、やっぱりしっかり安心して働いてもらえるんだよということ言うためにも、そういう施策が必要なんではないかと思いますが、最後の質問であります、町長に今後の方向性についてお考えがあればお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 石井議員の御質問でございます。子育てというのは非常に関心が高いテーマでありますし、これから人口減を抑制して子どもの数を増やしていこうといった場合には、放課後児童クラブってというのは大変重要な場所だというふうには認識しております。

先ほど担当課長の答弁にもありましたが、やはりクラブ独自の事業に対してですね、最低限の保護者負担については、実費負担をお願いするっていうのは大体どこでもやってることだとは思いますが、実態も近隣の市町の事もよく調べながら、子育てがしやすい環境を作っていくっていうのが一番大切なことですので、私どもも十分に研究をして検討しながらですね、対応していきたいなというふうには思っております。子育てっていうのは非常に大事なことです。私もしっかり注力しながら、取り組んでいきたいというふうに思います。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** ぜひ、他市町村のかなり負担をしているところも出てきてますから、ぜひ御検討いただきたいと思います。

最後の質問に移ります。文化財の表示についてです。矢掛町の文化財っていうのは本当にいろんな方がいろんなところでいろんな発掘をしておられて、例えばとと道、古代山陽道、それから江戸時代の山陽道、それに並行した小田川の南に延びる街道跡、それから神社仏閣、環状列石なども含まれる古墳群、170近い数がありますし、城址も茶臼山、猿掛——これは半分倉敷になりますが、10を越えます。本陣・脇本陣はもとよりですが参勤交代の時の下座場とか本町の文化財は、観光資源としても歴史探索の学びの場としても欠かせない存在ではないかと思えます。

それで、どこに何があるのかを視覚化して、誰にでも親しめる環境を作る必要があると考えます。

特に毎戸遺跡にはたくさんの方々の方が報道などを元に参観者が絶えないと聞きます。標識を年次計画で作り、当面、日本で2例目と言われる駅家跡ではないかと思われる毎戸遺跡からこの表示を始めてはどうか。前にもお尋ねしましたが、再度お尋ねをいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（稲田由紀子君）** 8番石井議員の御質問、文化財の表示について、教育課からお答えいたします。

矢掛町の文化財は、石井議員がおっしゃるとおり、郷土を理解するための教材として、また、観光資源として、まちの活性化に欠かせないものだと考えております。文化財の表示は、身近に文化財を知っ

ていただくのに有効な手段のひとつで、現在は、指定文化財の場所に説明看板を設置したり、案内表示を設置したりしております。

しかし、既存の看板の更新や必要箇所への新規設置など検討の余地があると考えております。矢掛町では現在、矢掛町文化財保存活用地域計画という文化財保護行政の基本計画と実行計画を兼ねた計画を作成中です。

御提案いただいたことについては、課題意識を持ってこの計画の中に盛り込んでいきたいと考えています。また、毎戸遺跡への看板設置についても同様に前向きに検討したいと思っております。

実は、御存じのとおり令和5年度の現地調査におきまして、新たに建物の礎石が発見されたり、瓦だまりの範囲が更に広がったり、遺跡の評価が更に高まっております。そういった中で岡山県教育委員会及び専門家の先生方の御指導により、継続調査を考えており、来年度から2年間、発掘調査を行いたいと考えています。

看板設置につきましては、一連の事業のめどがつかましたら速やかに取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。計画にも入れられるのではないかとちょっと前向きな答弁をいただいてちょっとうれしくなっていますが、毎戸遺跡の周辺の土地が、売られたり家屋が建てられたりしています。駅家跡と思われる場所の所有者の方々は何も言っておられないんですが、私が勝手に思っているだけなんです、遺跡発掘にかなりもう本当によく協力してくださっているのではないかと私は見て思っています。いろんな方が後から冬場に来られたりしてもそのいろんな方のガイドしとられます。いろんな紹介もしておられます。これらに対して、いくらかの迷惑料を出す必要があるんじゃないかなと思っております。

それで最終的には、いま計画にあると思うんですが、町の指定はもちろん、県指定あるいは国指定の重要文化財を目指して、用地の買収だとか資料館を持った歴史公園、これも視野にとりあえず発掘現場の写真と埋め戻した写真とを同時に出して、これは今もう埋め戻されてるけど、ここを掘ったらこうだったんだよっていうふうな写真を出していただいて、いま現在わかっていること、こうではないかと考えられること、古代山陽道がここにあったのではないかと。まだ発掘してませんからわかりませんが、延喜式にこう書かれているんだとか小田駅のことや、それから鳶山が狼煙台跡ではないかというふうな、あるいは対朝鮮政策としても重要な軍事道路に面したこの軍事施設としてもこの重要な遺跡だったのではないかなどがいろいろ考えられている。

だから張りぼて式の映画村のようなものなんだけど、実際はどーんと大きく見せようとしてもものすごい4メートルの幅の土塁のような物も出てきてますが、そういう説明をしてはどうか。

こういう説明をしながら…

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。質問中の途中ですが、趣旨はよくわかりまして、先ほど看板の話で一応もう答えは終わっておりますが、どうされますか。若干話が、いい話なんですけど、若干横へそれでおるような気がしますんで、まとめていただけますか。

〔8番石井信行君「それてますかね。ええ。」と呼ぶ〕

**○議長（浅野 毅君）** はい。

**○8番（石井信行君）** 対朝鮮施策としても非常に重要な建物だったのではないかとこのことも言われておりますので、そういうことも含めて、歴史かおる文化のまちの名にふさわしい取組を文化遺産の発掘あるいは保存を手掛けておられる町民の方々とともに進めていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** はい、ありがとうございました。続きまして、11番川上淳司君、お願いします。

（発言する者あり）

**○議長（浅野 毅君）** お願いします。

（発言する者あり）

**○議長（浅野 毅君）** 11番川上淳司君、お願いします。はい。川上君。

**○11番（川上淳司君）** 議席11番の川上淳司でございます。通告により質問させていただきます。質問としていたしますのは、矢掛町移住者について問います。矢掛町は、中国地方で住みたいまちNO.1となっています。そこで、移住して来ている人が増えてきていますが、短期間でまちを離れていく人もあると聞きます。そのことから、現在の移住コーディネーターの存在の有無、そして、お試し住宅の利用状況及び他の府県ではお試し期間の長い利用とともに、こども園、保育園等へのお試し入学等の対策をしていますが、当町では実施しているのかどうか。そして、本当に移住してきて良かったという施策が取れているのか。また、ほかにもっと良い施策を実施されているのであれば、そのことについても問います。よろしくお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（稲田欽也君）** 11番川上議員の御質問、町内移住者の現状について企画課からお答えいたします。

御承知のとおり、大東建託株式会社が発表した街の満足度調査に基づき発表された2024年街の幸福度のランキングでは矢掛町が中国地方第1位に輝きました。まちづくりに対する町の諸施策が評価いただいたものと光栄に思います。

さて、住民基本台帳上の人口動態ですが、令和5年度でまちの人口の転入者は438人、一方転出者は388人であり、転入が転出を上回る結果となっております。

そして、地域ごとに移住の援助をする移住コーディネーターの配置の有無の御質問でございますが、現在はその設置はなされておられません。移住に対する不安の解消をするため有効な手段であると思えます。設置に関してもどのような形にしていくのか、移住に関しての窓口を強化するよう検討してまいりたいと思えます。

次に、お試し住宅の利用状況をお知らせいたします。平成28年度制度実施以降、これまで延べ125件251人の利用がありました。令和5年度は8件12人、令和6年度は現時点で8件17人の利用があり、利用者から定住につながったケースはこれまでに14件24人で、うち今年度は2件4人の方が転入されました。

そして、お試し住宅の利用期間としましては、県内では17市町村お試し住宅を設置しております。1か月以上利用可能な所は半数程度でございます。矢掛町では利用期間は10日間までで延長の場合は更に10日間利用可能としております。

実際利用されている方の滞在日数は平均4泊5日程度で、利用期間に空き家の見学をされたり、スー

パーや農産物直売所，隣接する市町などに足を運ばれたりと実際に移住した後の生活をイメージした御利用をされているようです。

そして，保育園ですが，他の自治体では保育所体験ができるお試し移住や保育園留学など子どもに配慮した移住策が取られている例もあります。

矢掛町ではこども園・保育園のお試し入園制度について，児童福祉法に基づき，子ども誰でも通園制度として制度化され令和8年度から実施いたします。この制度に基づいて移住希望者のお試し入園を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 川上君。

**○11番（川上淳司君）** 驚きました。移住コーディネーターがいないというのには大変な驚きを感じています。近く設置するというのですが，ひとつ要望をお願いします。特に，移住して来られた方，いま困られている方が一番多いと思っておりますので，その方をコーディネーターに据えるというのが一番ベストな状態なんじゃないかなと思っておりますし，やっぱり苦勞の分かる方が力になることで，今後の移住にますますの加速になってくるのではないかなと思っております。

それから，検討いただきたいのは，お試し住宅のネット環境についてです。現在コロナ禍以降，在宅勤務が可能になっておる状況があります。そういうことを考えますと，お試し住宅へ仕事を持って来られてそのまま，要するにお仕事をしていただける。そして，その上でお子様が保育園なりこども園なりを通っていただけるというふうに，長期間の滞在が可能になってくると思いますので，そういうふうなことをこれからは視点に置かれてお試し住宅の活用をしていただくようにしていただけないかなと思っておりますし，当然移住者が多くなっているのは企画課長からの言葉にもありましたように，よく分かりますが，今度は今の自然減を上回るぐらいの人が住んでいくためには，もっともっと魅力あるまちづくりとして，他の市町村で取り組んでいない企画，そして，もっとそれ以外にも良い企画を考えておられるかどうかをお聞きしたいと思いますが，よろしくをお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（稲田欽也君）** 11番川上議員の再質問についてお答えいたします。

移住施策についての御指摘や御提案ありがとうございます。移住コーディネーター設置やお試し住宅の環境整備につきましても検討を行い，移住を考えている方の助力になるよう取り組んでまいります。

他の自治体で取り組んでない事例をという御質問ですが，町独自というわけではありませんが，現在新たな取組といたしまして，移住後，地域の習慣の問題などで地域になじめないケースがあると思われまます。町長の指示で，町内会や自治会などの行事や決まり事などを町民課において調査しております。そういった情報を整理し，移住者に参考としてもらうように準備を始めたところです。

移住後，後悔しないように，そして，御質問のとおり移住して良かったと思っただけできるようこれからも考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 川上君。

**○11番（川上淳司君）** 本当に移住された方が住みやすいまちっていうのを実感していただけるようなことが考えられてるんだなということはおわかりました。

今後の課題としては，いまお試し住宅は1戸しかございません。そういうことを考えると，やっぱりし

残念だと思っておりますし、各地区に移住のための空き家のリノベーションを行って、移住者が要するにその場所に生まれて、もうその場所に居着いてしまうというふうなやり方も一つの手なんかというふうな思いはありますので、そのままお試し住宅をお買い上げいただけるようなリノベーションを行い、それがそのままに住民になっていただけるというふうな部分をもう少し考えていって工夫していけば、ますます移住者が増えるんじゃないかなと思いますし、やっぱり地域によっては10年間ですか、町内会入れてもらえなかったというふうなお宅もあるようですから、そういうふうな部分もあるにはあるんですけど、今後の工夫としてはそういうふうなリノベーションを十分活用して、新しい住宅をどんどん増やしていって、やっぱり地域の住民の方がその家が改造されてリノベーションされると安心されると思うんで、そういうふうな未来を考えていかれたらなと思いますので、企画課の今後のすごい発想に期待して、簡単であります以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度の休憩をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、11時10分まで休憩いたします。休憩。

午前10時57分 休憩

午前11時 9分 再開

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

それでは、1番土井君、お願いします。1番土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 議席1番土井です。通告に従い、一般質問を始めます。

先般12月議会での一般質問で、アンケートの目的と結果をつまびらかに開示していただき、数字の上では、現状小田地区の民意の一端が見えたと思っております。

答弁の終わりに、笠岡市教育委員会との協議をしていこうと言われていたが、その後も協議をして、協議の予定若しくはこの内容での打ち合わせ等はなされたのか。矢掛町教育委員会としての小北中学校の問題にある程度の方針は出されているのか。現時点での状況など、答弁をお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 1番土井議員の御質問、小田小学校児童の矢掛中学校への進学についての協議状況について、お答えいたします。

昨年12月議会の一般質問で答弁させていただきましたように、昨年実施いたしました小田地区における中学校の学区に関するアンケートについて笠岡市教育委員会と情報共有をしました。

笠岡市教育委員会とは、今後、生徒数の減少が続く見通しの中で小北中学校の在り方について考えていけないといけない時期であるという認識で一致しており、令和7年度から協議の場を持つ方向であります。

令和7年度からの笠岡市教育委員会との協議に向けて、矢掛町教育委員会では昨年実施いたしましたアンケートを踏まえ、小田小学校の卒業生の小北中学校・矢掛中学校等への進学状況並びに今後の児童数の推移について確認や分析を丁寧に行ってまいりたいと思います。

今後、笠岡市教育委員会と共に次代を担う子どもたちの成長にとってより良い教育環境はどうあるべきかということを第一にしっかりと協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 再質問として、先頃笠岡市の議会全員協議会で開かれ、市教委から説明があり、反対がなかったとありました。

先ほどの教育長の答弁の中で「丁寧に」と言われておりましたが、笠岡市教委が適正化スケジュールを発表した以上、早急に取り掛かっていただきたい。

確かに小北中学校の文字はなかったが、北川小学校の再編の年度を見ると、もう時間があまりないと感じました。この新聞発表により、小田地区の児童、保護者の方、アンケート以来不安な気持ちを持たれていたと思います。それが、この発表により、なお一層の不安が強くなったのではないかと思います。

以前から一部の保護者の中からは、「笠岡市でもない。矢掛町だけ矢掛でもないと実際には感じられることは多々ある」と一部の保護者の方から聞いています。この疎外感を少しでも取り除いてもらえるよう、早急に方向性を出していただき、そうすることが慎重で教育長の言われた丁寧な対応になると思います。そして、情報を定期的に伝えることにより、小田地区の児童保護者に寄り添った施策と言えると思います。

本教育委員会も早急に矢掛中学校の再編を見据えた具体的なハード・ソフトの整備をしつつ、再編に向けた予算も確保できるよう協議を重ねていただき、遅れることのないように前もって準備をしていただきたい。

そして、私個人の意見は、小田地区の児童はぜひ矢掛中学校へ進学して、そして矢掛町内の児童は全員矢掛中学校で学んで意義のある中学校生活を送ってもらいたい。

重複はしますが、笠岡市の発表に振り回されることはなく、本町は再編に向けた準備を粛々と進めて、再編の時スムーズに移行できるよう十分な協議をお願いし、答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 土井議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように令和7年度から笠岡市教育委員会との協議を進めるとともに小北中学校のあり方についてより良い方向を導き出したいとお答えいたしました。また、そこで協議したことにつきましては、小田地区の事業の保護者の皆様や地域の方々に丁寧にお伝えをしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 再々質問として、今後の小北中学校の再編の案件について、町長から小田地区の児童保護者に向けて町長のお考え等がございましたら、お話しいただける範囲で結構ですのでお聞かせください。児童保護者の現状の不安を一つでも解消できれば、また次の段階に進んでいけると思います。御答弁をよろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 土井議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど教育長が答弁させていただきましたとおり、令和7年度から笠岡市教育委員会と協議を進めていく。そういう予定であります。

今年の1月28日の山陽新聞に笠岡市学校規模適正化に向けた記事が掲載され、その中で北川小学校は令和12年度頃には新山小学校へ統合という計画になっておりました。また、笠岡市内の中学校について

でも市内全域を対象に統合を進めていく計画が示されておりました。御覧になられた方も多いかと思います。

矢掛町においては、以前からこの議会においても小北中学校に関する質問をいただいておりますし、また昨年秋には、これは小田地区限定ではありますがアンケート調査を実施してまいりました。

新年度から協議を進めていくにあたり、まず、小田地区の子どもたち、また保護者の方々にとって望ましい教育環境というのは一体どういうものであるか。このことを念頭に小田小学校児童の進路希望状況を踏まえ、そして、これまでの小北中学校の取組に対する敬意や長い歴史を重んじながら適切に丁寧に協議に挑んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 先ほど町長から小田地区の児童保護者に向けて聞かせていただくことができました。これで方向性も分かり、安心したことと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、12番土田正雄君、お願いします。土田君。

**○12番（土田正雄君）** 議席12番の土田でございます。今回は2点の質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問は学校給食の公会計化について行います。公会計化とは給食費用を一般会計の中に入れて行うということでございます。

学校給食の食材費は物価高騰の影響で高騰しております。野菜や肉、小麦粉、コメ、牛乳などの食材の卸価格が上昇しているのが原因と思われまます。

学校給食の食材費の高騰への対応として、献立の食材を工夫しながら比較的安価な食材を増やすなどの努力をしていると思われまます。

給食費の全国平均の月額、小学校で4,688円、中学校で5,367円と3年前より4パーセント以上値上がりしております。しかし、食材費はそれ以上高騰しており、調達費に不足が生じているのではないのでしょうか。

そこで、学校給食費の公会計化を行えば、食材調達費の所要額は、地方公共団体の予算の中で確保されるため食材費が高騰しても予算での対応が可能となります。安定的に学校給食を実施することができます。また、それに伴って教員の業務負担の軽減や学校給食費の徴収管理業務の効率化にもつながります。昨年7月に岡山市が学校給食の公会計化を実施しており、県下では14市町村が公会計化を実施しております。また県下で矢掛町のほか13市町村が学校給食費の公会計化を実施しておりませんが、矢掛町の今後のお考えをお尋ねいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（稲田由紀子君）** 12番土田議員の御質問、学校給食の公会計化について教育課からお答えいたします。

平成31年1月の中央教育審議会答申において、学校給食費については、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとされており、文部科学省では学校や教職員の業務負担軽減の観点と徴収・管理の効率化や透明性の確保の観点から、公会計により取り扱うべきものと考えられております。

県からも令和5年9月に、学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進についてという文書において、学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の実施に向けた検討を計画的に進めるよう通知されて

います。

令和6年12月末時点で、県下27市町村中14市町村で公会計化を導入済みで矢掛町を含む13市町が未実施となっています。また、井笠管内では5市町いずれも未実施という状況です。

未実施の要因としては、管理業務システム導入経費や人員確保の問題があります。そして、現在国においては、給食無償化についての議論を進めています。

こうした中、公会計の導入についても国の無償化の方法によりシステム導入の方法が変わってきます。このような点から、学校給食費の公会計化については、国の動向を確認しながら研究を進めていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** 土田君。

**○12番（土田正雄君）** 国においても、先ほど回答がありましたように、無償化が検討されているようです。今後無償化になれば、学校給食費の公会計化を検討、導入するように必然的になります。また、矢掛町こども計画の中でも学校給食等による食育の推進は、子どもの健康づくりにとっての基本事業であり、継続した取組が必要というふうに明記されております。

いずれにしても時期を捉えて検討するように求めて、1点目の質問を終わります。

2点目の質問は、放課後児童クラブの運営についてお尋ねをいたします。町内の5か所の小学校に放課後児童クラブが設置され、約130人の児童が常時利用しております。そして、1人当たり6,500円の利用負担をしております。しかし、児童クラブが設置されていない学区もあり、他の学区に行っている児童もいます。ある学区では、他の学区からの利用者のほうが多くなっている児童クラブもあり、運営などについてはいろいろ工夫して行われております。

各地域の放課後児童クラブは、地域で組織する放課後児童クラブ運営委員会で運営されており、放課後児童指導員の任命についても運営委員会の会長が行っております。対象児童の保護者から必要な費用も徴収しております。

関係条例の中でも関係機関との連携が示されており、利用者の通学する小学校等関係機関と連携して利用者の支援に当たるといふふうにされております。

各地域の児童数も減少している中で、放課後児童クラブも運営を開始して10年以上経過しております。今後、運営の見直しや保護者や放課後児童指導員の意見を聞く中で、実施要領の見直しや町内の児童クラブの連絡会議など運営の向上に向けた取組を行う時期に来ていると思っておりますが、担当課のお考えをお尋ねいたします。

**○議長（浅野 毅君）** こどもみらい課長。

**○こどもみらい課長（楠木貴子君）** 12番土田議員の放課後児童クラブの運営の見直しについて、こどもみらい課からお答えいたします。

放課後児童クラブは、現在、町内5か所に設置しております。その運営は町の委託を受けた各地区の運営委員会が行っております。放課後児童クラブの指導員は、各運営委員会で雇用してもらっており、その処遇についてもそれぞれとなっております。運営は、法令で定める基準に沿って、各運営委員会が長年努力されてきており、その結果として、児童クラブごとにその地域にあった特色のある運営が行われていると認識しております。

ただ、昨今の児童クラブの申込状況を鑑みますと、今後も利用者の増加が見込まれ、指導員不足や場

所の問題も出てくることが予想されます。こうしたことを踏まえての御質問への回答でございますが、こどもみらい課としても運営の向上に向けた見直しをする時期にきていると考えております。

来年度は、新たに美川地区の児童5名が中川地区の放課後児童クラブを利用する予定です。また、現在、山田地区の児童が三谷地区の放課後児童クラブを利用されておられます。

これらのことも踏まえまして、運営委員会のあり方や放課後児童クラブの運営向上のために何が必要か整理し、検討したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 土田君。

**○12番（土田正雄君）** 先ほど課長から運営委員会のあり方や児童クラブ運営向上のための検討を行うという回答がありました。

ここで1点の再質問を行います。各児童クラブがそれぞれ特徴を持って運営されていると言われましたが、現在の5児童クラブを町として1つのクラブに統一する考えがあるのか、お尋ねをいたします。

**○議長（浅野 毅君）** こどもみらい課長。

**○こどもみらい課長（楠木貴子君）** 12番土田議員の再質問について、こどもみらい課からお答えいたします。

現在、町内の児童クラブの活動内容については、各児童クラブが工夫し、地域にあった内容で実施しておりますので、クラブの特色を活かした運営ができていると考えております。

一方で児童クラブの統一を図れば、各児童クラブの状況に応じて指導員の配置を変更することや保護者負担金についても種類や金額などを統一することも可能です。

そこで、再質問に対する回答でございますが、矢掛町の放課後児童クラブの運営向上のために何が必要か、児童クラブの統一も視野に入れた検討をしたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 土田君。

**○12番（土田正雄君）** 子育てにおける環境は、矢掛町こども計画の中にも書かれておりますが、本当ここ数年で変わってきております。こういった変化を把握するとともに、子どもの施策は複数の担当課に分かれております。そういった意味で取組の成果とか課題、こういったものを分析を行うことで、今後の総合的、計画的な子育て支援をしていくことが大事だと思っております。

今後は、社会状況などの変化に向け児童の居場所づくりなど時期を捉えての議論を進めていただくことを求めて私の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、5番田中輝夫君お願いします。田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 議席5番田中輝夫でございます。今回は、給食調理場の衛生管理と作業環境についてと矢掛高校の支援と矢掛高校魅力化事業について、お尋ねします。

1点目、給食調理場の衛生管理と作業環境についてですが、学校給食は、成長期にある町内の子どもたちに安心安全で栄養バランスの取れた質の高い給食を提供することで、子どもたちの心身の成長と食に対する正しい知識や食習慣を身に付けさせるために必要不可欠であります。

調理場においては、食中毒を発生させないために常に衛生的な管理を徹底しなければなりません。調理場の衛生管理、管理者が行う施設整備のハード面、調理員が守るべきソフト面など工夫改善があると思っております。

学校給食衛生管理基準では、調理場では換気を行い、温度は25度以下、湿度は80パーセント以下に保つように努めることを示されています。調理場だけでなく、食品の保管室も同様とされています。

特に夏場など調理場は高温多湿になると想定されますが、現在毎日約900食分の調理提供を行っている給食センターの作業環境、管理状況などについて、以下について執行部にお尋ねします。

1点目、給食調理場の衛生管理の充実に向けた取組状況。2点目、調理員の健康管理。3点目、調理後配送時の確認。4点目、給食調理場の作業環境と空調設備の整備状況について、以上4点お尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（稲田由紀子君）** 5番田中議員の御質問、給食調理場の衛生管理と作業管理について、教育課からお答えいたします。

1点目の御質問、給食調理場の衛生管理充実に向けた取組についてですが、学校給食法の規定に基づき、学校給食衛生管理基準が定められており、これに基づき、学校給食の衛生管理について徹底しております。

献立作成、学校給食用食品の購入、食品の検収・保管等、調理過程、配送及び配食、検食及び保存食等についても基準が定められています。

給食センターでは、毎日の献立に対して作業工程計画表を作り、衛生管理を行い、作業前・作業中・作業後のチェックを行っています。また、異物混入を防ぐため、包丁チェック表や刃・ネジチェック表により、使用時の刃こぼれや異常音等をチェックしています。

調理場内では、毎日8時30分と10時30分に温度と湿度を計測し、管理しています。そして、調理終了後には、温度と時間を計り、記録し、配送しています。

受け取った学校では、毎日検食を行っており、受取時の温度を計ったり、加熱冷却状態、異物混入の確認、味付けや香りの確認をしたりしています。

このように、基準に基づき、衛生管理を行い、全て記録に残しています。

次に、2点目の御質問、調理員の健康管理についてですが、出勤時に健康観察記録表を付け、本人及び家族の状況を把握しています。また、定期的な健康診断はもとより、毎月2回の検便を実施しています。そして、体調不良時における作業対応マニュアルを作成し、症状により、作業の可能区域を定めています。

次に、3点目の御質問、調理後配送時の確認についてですが、調理後、適切な温度に保たれるよう保温食缶を使用しています。また、夏の時期、あえ物等は速やかに冷却し、保冷剤を食缶に付けて温度管理を行っています。

最後に、4点目の御質問、給食調理場の作業環境と空調設備の整備状況についてですが、令和2年度に調理室にエアコンを3台設置しました。しかし、夏場は火気を使っているため温度は高くなり、スポットクーラー4台も併用しています。

食品の衛生管理、調理員の健康管理のためにも環境整備は必要なことだと思います。今後も、子どもたちに栄養バランスの取れた安全安心な食事を提供するため、衛生管理に配慮していきたいと思います。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** 5番田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。回答していただきました。給食調理場の衛生管理、調理員の健康管理、調理後の配送管理と調理場の作業環境の充実に取り組まれているというのが理解できました。また、出

来上がった給食の温度管理を毎日調理場や学校などで計測し、気を付けているということは良い取組だと思います。

時に新聞報道などでは、他の市町の給食調理場から異物混入があったと聞くことがありますが、本町では十分な確認を行った上で行っているの、その心配は少ないのかなというふうに思います。

調理場ではエアコン 3 台とスポットクーラー4 台設置しているということでしたが、どうしても仕事上夏場は高温になりますので、その時は十分な換気を行うように徹底していただきたいと思います。また、火を使う場所では移動式スポットクーラーも効果があるのではないかと考えております。

そこで再質問として2点お伺いいたします。1点目、食物アレルギーのある児童生徒がいた場合には、どのような対応をしているのか。2点目、地産地消とか国産国消とか推奨されている中で、給食センターで地元農産物を使うことはあるのか、その使用状況等をお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（稲田由紀子君）** 5番田中議員の再質問にお答えいたします。

1点目の御質問、食物アレルギーのある児童生徒への対応についてですが、町では学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを作成し、これに基づき対応しています。

学校では、保護者から食物アレルギーに関する調査票の提出に基づき、実態を把握し、教育委員会及び給食センターと連携しながら教職員全員が共通理解し、対応しています。

給食センターでは、食物アレルギーの原因食品を除いたアレルギー対応用献立表、物資表、配膳図を作成し、学校担任、養護教諭、保護者と共に内容を確認しています。

今年度、学校給食アレルギー対応者は、小・中学校で合わせて20人いますが、原因食物もそれぞれで一人ひとりに合った対応をしています。

2点目の御質問、地元農産物の使用状況についてですが、学校給食において子どもたちが地元の食材に触れることは、食に関する知識や興味を深めることができ、食の大切さや地元の農業についても考えることができます。

今年度の地元農産物の使用状況についてですが、令和7年1月末時点で約34パーセントの使用状況です。昨年の夏は、猛暑と少雨による野菜の生育不良で計画していた野菜が入荷できなかったこともありましたが、できるだけ地元農産物を使用するよう心掛けています。

町内の食材については、献立表に記載し、保護者にも子どもたちにも意識してもらうようにしています。今後も子どもたちの健康促進や地域の活性化のため地産地消の取組を推進していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** 5番田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 回答していただきました。食物アレルギーのある児童生徒が現在20名いるとのこと。これも保護者から実態を把握し、食物アレルギーの種類も生徒それぞれ違うので一人ひとりに合った対応をしているとのことでした。

地元農産物も約34パーセント程度と使用しているというふうなことでありますが、多くの給食を作っているの、ある程度まとまった量が必要となるので使用種類も限られてくるとは思いますが、可能であれば地元産を使用してもらいたいというふうに思っています。よろしくお祈りいたします。

学校給食は児童生徒の心身の成長に欠かすことのできないものであるの、これからもバランスの良

い食事を提供していただくとともに、またそれを作る調理員の方の健康と環境整備にも十分配慮をお願いしまして、この質問を終わります。

次に、矢掛高校の支援と矢掛高校の魅力化推進事業についてお尋ねします。矢掛町は、数十年前まで商店街には学生が多く見られ学生の街というイメージがありました。しかし、少子化が進んで町内には高校が矢掛高校1校となり、それも存続が危惧されています。

県教育委員会が示した再編整備基準に1学年の生徒数が100人を下回る状況が2023年度以降2年続いた場合には再編整備対象となる。それと、1学年に生徒数が80人を下回る状況が2023年度以降2年続いた場合は、翌年度の生徒募集を停止するということが示されています。

矢掛高校の場合は、令和10年度まで再編整備事業の適用を留保するというふうなことで、あと4年ほどは大丈夫ですが、その後は心配です。

本町は、高校がなくなれば今以上にまちから若者が流出となり、まちづくりの担い手が育たないとの危機感から矢掛高校魅力化推進事業に矢掛高校と取り組んでいます。

令和6年度では矢掛高校魅力化事業関連に約1,610万円の予算を組んで実施しています。昨年6月19日には町と矢掛高校は地域と学校が一体となって教育や地域振興を推進するための地域包括協定を締結しました。職員の中では、兼務ではありますが矢掛高等学校支援特任参事の役職を設置して、事業の推進と高校との連携を図っています。

先日、矢掛高校南側の白壁の塗り直しや石垣の洗浄・修繕を3年間で行う保存の計画があると、先般新聞報道に記載がありました。そこで、今年度行った矢掛高校への助成、支援策や包括協定事業の実績とその経過について、現状の範囲内で執行部にお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 5番田中議員の御質問、矢掛高校の支援について、教育課から助成・支援策等についてお答えいたします。

矢掛高校魅力化事業関連の予算は、議員がおっしゃったとおり令和6年度は約1,610万円でございます。このうち、令和7年1月末時点で地域コーディネーター業務委託及び地域おこし協力隊採用支援業務に556万円、井原鉄道のネーミングライツに92万円、矢掛高校魅力化事業補助金を839万円支出しております。予算額に対して、約92.3パーセントの執行率となっております。

このうち、矢掛高校魅力化事業補助金は令和2年度から実施している事業で、矢掛高校の生徒確保及び学校の魅力化を図るための取組を支援し、矢掛高校の振興及び発展に寄与するために補助金を交付するものでございます。

内容については、制服購入の補助、タブレット端末の購入補助、公共交通機関を利用して通学する生徒へ通学補助、町内の学習塾を利用する生徒へ通塾費補助、受験意欲の向上を図るための資格試験・検定補助がございます。

そして、学力向上等特別講義補助があり、これは、生徒の学力向上等を目的とした予備校講師等招へいによる特別講義を行う際の費用補助で、今年度は、代々木ゼミナールの講師を5回招へいし、5回の講義を実施したり、社会人講師の講話を聴く会を3回実施したりし、キャリアアップを図っています。

また、今年度は、矢掛高校との包括協定により新たな取組を始めました。現在、令和7年4月からスタートできるように、やかげ型地域クラブ移行矢中矢高合同部活動の準備を進めております。昨年12月議会で町長が報告いたしましたように、町、矢掛高校、矢掛中学校、NPO法人やかげスポーツクラブ

の相互連携によるものでございます。この合同部活動の運営主体は、やかげスポーツクラブで、矢掛中学校生徒はやかげスポーツクラブに入会し、クラブ員として活動することになります。中学生は、矢掛高校で現在行われている全ての部活動を選択することができます。2月に実施いたしました入部希望調査によりますと、今まで矢掛中学校になかった茶道、箏曲、囲碁・将棋、卓球などを希望する生徒もあり、子どもたちのやりたいことに応えることができます。また、中学校だけでは人数が足りなかったものが高校と一緒に活動することで、人員確保並びに高校生との交流を進めることができます。

矢掛中学校と矢掛高校の連携、これも矢掛高校の魅力化の一つだと考えております。今後も矢掛高校の魅力化を図るために矢掛高校と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

**〇議長（浅野 毅君）** 矢掛高等学校支援特任参事。

**〇矢掛高等学校支援特任参事（妹尾一正君）** 5番田中議員の矢掛高校の支援についての御質問の中で、今年度の支援策や包括協定の事業の実績と成果などの現状について、矢掛高等学校支援特任参事からお答えします。

今年度4月1日に山岡町長から矢掛高等学校支援の特任業務を拝命しまして、教育課、総務防災課等で矢掛高校支援のプロジェクトチームを編成して、矢掛高校をはじめ関係機関と連携して事業を推進してまいりました。

また、さまざまな矢掛高校の取組・事業を広報やかげや新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミ、矢掛町ホームページ、YouTubeを通じて、矢掛町が矢掛高校と強い連携協力体制であること及び矢掛高校がまちづくりに必要不可欠な存在であることを矢掛町内外に強くPRしてまいりました。

今年度6月から、矢掛町役場のプロジェクトチームと矢掛高校、矢掛高校コーディネーターが毎月定例会を9回開催し、情報共有を行いました。また、田中議員がおっしゃられました矢掛町と矢掛高校との連携協力のための包括協定につきましては、山岡町長から6月議会でも報告がありましたが、ミッション——目標の実現のため矢掛町が矢掛高校を包括的に支援することを明文化したのですが、自治体と県立高校が締結する包括協定は岡山県内では第2番目の事例となりました。なお、この包括協定の締結により、いろいろな波及効果がありました。

まず、矢掛の宿場まつり大名行列実行委員会と矢掛高校との連携協力に関する包括協定の締結されるきっかけになったものとお聞きしております。

また、12月議会の町長報告の中にもありましたが1月21日に中国銀行と町内企業4社の連名で、岡山県立矢掛高等学校石垣保存事業合同寄贈式が行われました。この取組につきましては、最初に、株式会社中国銀行矢掛支店松下支店長から、矢掛町合併70周年にあたり、SDGs 私募債——地域応援型の手数料の一部を中国銀行と町内企業様と連携して御寄附をしたいが何を御支援したらいいかと山岡町長へお申出がありました。

そこで山岡町長は、包括協定の締結を背景に、以前から注目・研究されておられた地域の宝と評しておられる矢掛高校の石垣の保存についての御支援について御発案されました。そして、矢掛高校高月校長へ御提案されたところ感謝の気持ちを示され、中国銀行様の御協力により、このたびの矢掛高校の石垣保存事業への取組へ御支援へつながったものというものでございます。

その後も、この事業についてはお問合せもあり、個人及び矢掛町内の事業所様ほかから、さらに御寄附がなされていると矢掛高校様から伺っております。

そして、株式会社井原鉄道の矢掛駅に、矢掛町が“矢掛高校前駅”とネーミングライツを取得したことにより、井原鉄道では行政が取得することが初めてということもあり、大きな注目を集めることになりました。1月31日の矢掛駅でのネーミングライツの除幕式において、矢掛高校の生徒会長の樋口永遠さんは、「矢掛駅がまちの玄関口として、また、矢掛高校がまちの中心とアピールされるようで励みになる。矢掛高校に関心を持ってもらえるとうれしい。」と言っておられました。

矢掛町としましては、矢掛高校の名称を駅名に表示することで、公共交通機関の最寄り駅から矢掛高校まで徒歩5分という地の利の良さをアピールし、矢掛高校の発展に寄与できればと思っております。

そして、地元の学識経験者、事業者、大学教授等で構成されている矢掛高校運営協議会は、矢掛高校の魅力化、活性化について活発な議論が行われておりますが、今年度3回開催されました会議に全部私のほうが出席をさせていただいて矢掛町の意見を発言いたしました。さらに、矢掛高校が主催の学校説明会及び地域の塾が主催されました合同説明会にも矢掛町から参加して、町内の県立高校と行政としての矢掛町が一体感をもって取り組んでいるという支援体制を強くアピールしました。

これからも、山岡町長が目指しておられる矢掛町のまちづくりの中での矢掛高校の魅力づくりや地域社会との交流の推進、まちの活性化に向けた取組を矢掛高校支援のプロジェクトチームにおきましても、矢掛高校をはじめ関係機関と連携して当該事業を推進してまいりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 田中君、しばらくお待ちください。

お諮りいたします。昼食の時間が迫っておりますが、このまま会議を続行したいと思ひます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、このまま会議を続行したいと思ひます。

田中君、続いてお願ひします。

**○5番（田中輝夫君）** 答弁いただきました。町と矢掛高校との包括協定事業は、関係機関などと連携して、さまざまなことを実施されていることがわかりました。

井原鉄道矢掛駅の愛称が矢掛高校前駅というふう命名されたのも矢掛高校の認知度の向上の策というふうなことで町行政が初めて取得したことというふうなことがわかりましたし、石垣保存事業のできた経緯も説明がありました。

矢掛高校生徒への支援策も入学時の制服購入補助や通学補助などの各種支援が行われているというふうな説明もありましたが、そこで再質問としてさせていただきます。

現在矢掛高校は、町外からの生徒が過半数を超えているというふうな現状です。矢中を卒業した生徒が全て行ってもまだ足りないというような現状だと思ひますが、公共交通機関を利用して通学する生徒に対しては補助がありますが、町内から通学する自転車通学とかそういう生徒への補助は何もないので、そのことは今後何か補助ができるかどうか、お尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 5番田中議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど議員おっしゃったように、現在の矢掛高校生への通学費補助につきましては、井原鉄道利用促進を含め公共交通機関を利用して通学する生徒の費用負担軽減を図るための補助金として交付しております。自転車で通学する生徒への補助は無い状況でございます。

一方、矢掛中学校に在学する生徒で、片道 6 キロメートル以上の遠距離の地域に住所を有する生徒の保護者へは、通学手当を支給をしております。それも含め、町内で矢掛高校へ通学する生徒への補助について、今後いろいろさまざまな情報も把握しながら研究していきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 5 番田中君。

**○5 番（田中輝夫君）** はい、回答していただきました。町内からの自転車通学の補助に関しては今後検討していただくというふうなことで回答いただきましたが、やはり最近では自転車の保険とかいうふうなものもありますし、長年乗っていたらパンクしたり、その修理が必要になってくると思いますが、そういうふうなやつも何か考えていただけたらなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

そして最後になりますが、再々質問として、町長に矢掛高校魅力化事業に対する取組や今後の方針について何か考えがあれば、お尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。矢掛高校魅力化事業の次年度以降の計画でありますとか方針ということでございますが、先ほど教育長のほうから答弁させていただきましたが、まず矢中矢高合同部活動が挙げられます。これは県内でももう前例がなく、全国的にもまれな取組であると思いますが、矢掛中学校と矢掛高校の近距離にあつて、そしてコンパクトシティ矢掛の特徴を生かす、こういったことにつながっていくんじゃないかと思っております。そして、NPO法人やかげスポーツクラブとの連携によって部活動の地域移行を図ろうと、そういう発想から生まれたこの矢中矢高合同部活動ということであります。いま、新年度以降、更に注力していくというところであります。

そして、今回の地域クラブ移行に伴い、クラブ指導員、それから指導サポーター募集いたしました。そうすると多くの方が登録してくださつて矢掛中学校の生徒の指導に当たってくださいます。大変有難く思っております。

地域の子どもたちを地域の力で支えるというすばらしいかたちが見えてきています。今後とも、皆様のお力をお借りし、支えていただきたいとお願いする次第であります。

それから、以前から行ってきております“やかげ学”でございます。矢掛高校のやかげ学でございます。これにつきましては、地域おこし協力隊をですね、1 名雇用して、そしてコーディネーターを務めてもらう予定であります。地域の方々と高校をつなぐやかげ学をブラッシュアップしていく役割を担い、矢掛高校の魅力を高めていただければと期待しております。

以上の取組は、令和 7 年度当初予算に盛り込んでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、先ほど矢掛高等学校支援特任参事が答弁いたしました。全国に類例がないと思われる文化財級の価値を持つその石垣の保存、高校の立地を生かした矢掛駅のネーミングライツなど今後も町と高校の間で締結いたしました包括連携協定を軸に、知恵を絞り、また学校生徒のニーズを把握して支援を行ってまいりたいと思っております。今後とも矢掛高校への御支援よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 田中君。

**○5 番（田中輝夫君）** はい、答弁いただきました。町長からは、令和 7 年度以降、矢中矢高の合同部活動とかやかげ学のことについて、方針を聞かせてもらいました。

町は、入学者を増やすために各種の助成を行っており、それが高校の持続的発展につながることを期待しております。

町長は以前、地域包括協定が地域を生かす人材の育成につなげたいという思い、生徒には郷土愛・矢掛愛を育んでもらうためにも実施しているというふうなことを述べられておられました。矢中矢高の生徒たちが、より良い教育環境で学ぶことができるように、次年度以降も継続していただきたいことを述べて、本日の私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（浅野 毅君）** 昼食時間を多少経過しましたが、会議続行に御協力いただき、ありがとうございました。この際、昼食などのため、午後1時10分まで休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、午後1時10分まで休憩いたしたいと思います。休憩。

午後 0時 8分 休憩

午後 1時 7分 再開

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

それでは、2番昼田政義君、お願いします。昼田君。

**○2番（昼田政義君）** 議席2番昼田政義でございます。通告に準じて質問をさせていただきます。

各地区の公会堂、集会所の備品整備の補助について、お伺いします。高齢化によって膝腰の痛みを訴える方が多く、集会所での会合の際、座布団に座って会合が出来にくくなっています。中には、座れないので行きたくない人もおられます。

住民同士が触れ合う機会が少なくなっている昨今、各地域でのコミュニケーションは非常に大切なものです。みんなが会うことは、健康状態とか家庭状況等を把握する機会になります。そのために、椅子・テーブル等の整備を行って集会所に集まりやすい環境づくりが必要です。各地区の現状を把握し、備品の整備を補助したらどうかと思います。

また、健康増進のために100歳体操をしたいが、テレビやDVDプレーヤー、椅子がないためにできない町内会もあると聞いています。老化防止、健康増進のために備品の整備費を補助していただきたいと思います。どう思いますか、執行部に答弁をお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 町民課長。

**○町民課長（佐藤澄江君）** 2番昼田議員からの御質問、各地区の公会堂・集会所の備品整備の補助について、町民課からお答えいたします。

各地区の公会堂・集会所への椅子、テーブル等の備品整備に係る補助の御提案でございます。

地域のコミュニティ活動の振興と活性化を図るため、自治会、町内会等が公会堂・集会所を設置されています。議員がおっしゃいましたとおり、各地域のコミュニケーションは非常に大切なことであり、集まりやすい環境づくりが必要と思います。

町内には、およそ85の公会堂・集会所がございます。高齢化により座布団に座っての会合が難しくなっている現状も伺えます。各地区自治協議会を通して現状を確認し、備品整備の補助について検討していきたいと考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（片岡 崇君）** 引き続き、福祉介護課から100歳体操事業での備品整備費の補助について、回答させていただきます。

町では、100歳体操を地域住民が主体となって運営できる体制を整備し、100歳体操が広く浸透することにより介護予防を推進し、高齢者が健康で生き生きとした生活を送ることができるよう支援することを目的に100歳体操推進支援事業を実施しております。

事業内容といたしましては、100歳体操用物品としてDVDや100歳体操用のおもりなどを貸し出し、また、指導職員の派遣を行っております。

100歳体操利用に係るテレビやDVDプレーヤー、椅子への購入補助の要望ではありますが、集会所等については100歳体操だけを目的とした建物ではなく、いろいろな地域行事等に活用されている施設もあります。先ほど、既に町民課長が各地区自治協議会を通して現状を確認し、備品整備の補助について検討すると申し上げましたので、地域のコミュニティ施設である集会所等の備品整備の中で御検討いただきたいと思います。

ほかにも、不要になったテレビやDVD再生ができるビデオ等の機器を地域住民からも寄附でリユース——再利用したり、また、必要な際にお借りしたりすること等も考えられるのではないかと思いますので、併せて御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 2番昼田君。

**○2番（昼田政義君）** 先ほど町民課、福祉介護課のほうからの御答弁いただきましたけど、公会堂・集会所の建物本体の修繕については50パーセントの補助が受けられます。備品については、補助はありません。

各地区の集会所に集まっているいろんなことを相談、検討することは大変重要なことと感じています。

また、健康増進と体力維持のため100歳体操は有効だと感じています。私も参加させてもらっています。

各地区の自治協議会を通じて要望すれば、補助をしていただけますか。町長の思いをちょっとお聞かせください。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 昼田議員からの御質問についてでございます。

各地区の公会堂の備品、集会所における活動する時、100歳体操とする時とか集まった時に必要な備品の補助についてということでありました。

これにつきましてもですね、どこまでをどの品目を対象として補助していくとかか上限はいくらまでとか、パーセンテージのこともありますでしょうから、ちょっと研究をさせていただければと思います。他市町の例も参考にしなければいけませんし、これは検討させていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 昼田君。

**○2番（昼田政義君）** 今、町長に御答弁いただきましたけど、今後もね、集まりやすい集会所の環境づくりをしていただくことをお願いしてから私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、6番原田秀史君、お願いいたします。原田君。

**○6番（原田秀史君）** 議席6番の原田でございます。通告に従いまして、人口減少下での住宅施策に

ついて、質問をいたします。

本町では、少子高齢化による自然減と転出者数が転入者数を上回る社会減により人口減少が進む中、まちの活力を維持するためには人口減少に歯止めを掛ける必要があります、その対策の一つとして住宅施策の必要性は大きいものがあると思います。

本町が策定した矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画、これ令和3年から令和7年度の生活環境整備の中で住宅対策の現況と問題点として、公営住宅等は、住宅に困窮する低額所得者等の居住の安定を図るため、また、町民、特に若年層の定住や転入者の受皿として重要な役割を果たしている。今後も多様な住居形態に対応した住宅の提供や居住水準の向上を図る必要がある。また、住宅用地造成事業は、定住人口の確保対策の一つとして重要な施策であり、今後も町内各地において用地を確保し、計画的、効果的な住宅地の提供を行う必要があります、その対策といたしまして、今後の更なる高齢化社会の進行による高齢者、低所得者等の増加を見据えながら、公営住宅等の計画的な建て替え整備を通じて、居住の安定を図るとともにライフスタイルの変化による多様なニーズに対応した魅力ある居住環境を整備し、本町への定住志向を促進するため、それぞれの形態に対応した住宅の整備を図るとともに、住宅用地造成、分譲を推進すると明記してあります。

そうした中、本町の住宅施策としては、町営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅等の管理運営及び民間活力を活用した民間賃貸住宅等建設補助事業や矢掛町土地開発公社による住宅用地造成・分譲事業がある中で、次の4点についてお聞きします。

まず1点目の内神住宅の建て替え等についてですが、平成28年12月に策定された矢掛町営住宅等長寿命化計画——これ平成29年度から令和7年度末までです、では、耐用年数が経過した住宅については現在募集を停止した中で適宜用途廃止を行い、新たに総合建て替えとして中層耐火3階建住宅を小林団地32戸、内神団地44戸を計画するとあり、既に小林団地では、いずれも平屋建て住宅37戸が整備され、全戸が入居済みとなっています。

また一方、内神住宅につきましては、令和7年度から順次建て替え工事に着手する予定とありますが、現在17戸の居住者世帯があり、現状では計画通り着手するのは不可能な状態です。

こうした現状の中、令和6年6月の議会での同僚議員のこの種の質問に対して、本町の町営住宅の申込み状況は、60歳以上の単身者やひとり親世帯が多い傾向にあり、新たなニーズに対応するため、今後、ニーズ調査・分析を行い、新たな長寿命化計画を立案する旨の答弁が担当課長よりありました。

こうしたことも踏まえまして、内神住宅の建て替え等に関することについて、お聞きします。

まず、先ほど触れましたが、計画では令和7年度から順次44戸を建設するとありましたが、現在も居住されている現状の中、建設着手の決断はいつになるのか。

次に、計画では中層耐火3階建住宅を建設とありますが、整備済みの新小林住宅と同様に平屋建て住宅に変更の可能性及び平屋建てに変更した場合、現在の敷地内に計画戸数44戸の建設は可能なのか。

次に、前段で言いましたが、過疎計画に示してあり、また、課長の以前の答弁にもありましたライフスタイルの変化による新たなニーズ、多様なニーズに対応するための例えば人口減少社会の中で将来を担う子どもを育む子育て世帯に配慮し、特化した仕様の住宅も視野に入れた建設計画を提案しますが、執行部の見解をお聞きします。

次に2点目といたしまして、民間活力を活用した民間賃貸住宅等建設補助事業についてですが、この事業は山岡町長の目玉施策として令和5年度から事業実施されています。まだ年度途中ではありますが、

事業の実績と成果及び来年度以降、この事業を含めた民間活力を活用した事業の継続についてをお聞きします。

次に3点目といたしまして、空き家を活用した町営住宅についてですが、令和5年度の空き家に関する調査結果によりますと、小規模な修繕により再利用が可能・管理が行き届いていないが当面の危険性がないと評定された空き家が町内全域で613件あり、この中には、空き家情報登録——通称空き家バンク制度に登録したものがあつた程度数あると思われまふ。

令和2年3月の議会での私の公営住宅についての質問に対して、高齢者の増加や子育て世帯の安定的な住宅施策は必要であり、空き家の利活用を含めた総合的な施策が必要との見解を担当課長が示されました。

このことを踏まえまして、従来のセーフティネットとして位置付けてきた町営住宅機能に加え、新たなニーズに対応したストック管理手法として、高知県の市町村や県内では奈義町で実施している建て替えによらず、町が民間の空き家を借り上げ必要な改修を行い、移住・定住者等に賃貸する中間管理制度により空き家を活用した町営住宅を提案いたしますが、執行部の見解をお伺いします。

次に4点目といたしまして、土地開発公社による住宅地造成・分譲についてですが、土地開発公社の事業計画については、以前の一般質問の折に「矢掛町土地開発公社は、地方公共団体の機関でないため提案と受け止め回答は控える」との旨の答弁があつたりましたが、矢掛町土地開発公社定款には町民福祉の増進に寄与することを目的に設立され、設立団体は矢掛町とあります。また、令和4年度、5年度に行われまふ地域座談会——令和6年度分はまだ手許に届いておりませんので4年度5年度分といたしまして、令和4年度には美川・三谷・山田地区、令和5年度には三谷・山田・中川地区でそれぞれ要望が出されていまふことや平成2年度から現在までの分譲実績として23団地279区画を造成し、266区画を販売する中で、町内101世帯及び町外165世帯の方々が町内に移住、また、定住されたことは人口対策として大きな成果があつたことを踏まえまして、あえて質問をいたします。

これまでの地区別の造成団地数、区画数ですが、矢掛地区6団地91区画、美川地区1団地18区画、三谷地区3団地18区画、山田地区2団地14区画、川面地区6団地74区画、中川地区2団地9区画、小田地区3団地55区画といった現状の中、今後の造成計画は、要望を聞く中で町内7地区のバランスを執りながら進めていくのか。また、人口減少が予測される中でコンパクトシティを視野に入れ、ある程度中心部に集中して進めるのか。

以上、4点につきまして執行部の答弁を求めまふ。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 6番原田議員の人口減少下での住宅施策について、建設課より最初の3点についてお答えをさせていただきます。

1点目の内神住宅の建て替え等についてでございます。現在、建設課におきまして、平成28年度に策定した矢掛町営住宅等長寿命化計画の改定に取り組んでおり、住宅セーフティネットの基幹となる公的賃借住宅ストックについて、需要に即した供給量の確保、適切な維持管理とトータルコストの低減を図るため必要な条件を整理し、中長期的な維持管理計画を目的として策定してあります。

令和6年12月に現在お住いの町営住宅に入居者の皆様に対しアンケート調査を実施し、建て替えに関する意向調査も行わせていただいております。

結果といたしましては、建て替えは必要ない40.5パーセントが最も多く、建て替えは困るが今のまま

でも困る、積極的に賛成はしないが仕方がないがそれぞれ 14.3 パーセント、ぜひ建て替えるべきであるが 21.4 パーセントの結果でございました。

御質問にありました建設着手の決断の時期でございますが、入居されている方への御事情や建て替え方法の検討、財源など今後、配慮・検討すべき点が多くございまして、現時点では申し上げられません。

担当課といたしましては、国の住生活基本計画における公営住宅の目指す方向に示されております耐震基準が求められる耐震性を有しない住宅のおおむねの解消の目標年次が令和 12 年とされており、これが一つの目安と考えております。

内神町営住宅に現在の敷地内での平屋建て 44 戸の建設については、間取り等にもよりますが現実的には困難であると思います。

また、子育て世帯に配慮し、特化した仕様の住宅も視野に入れた建設計画を提案するとの御発言でございますが、平成 18 年に建設された新小林住宅以降は、バリアフリー新法に適應しており、併せてオール電化や収納の確保、引き戸の採用など全世代に配慮した住宅となっております。御提言の内容について詳細を御教示いただければ、今後の建設時の参考にさせていただきたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

これまでも子育て世帯の御要望により、集会所を遊び場としての提供や遊具の購入、来年度もコーポさくらの遊具更新や定住促進住宅の子どもの集いの場としての集会所の改修など子育て世帯に配慮した施策を実施してまいりますので御理解をお願いいたします。

2 点目の矢掛町民間賃貸住宅等建設補助事業についてでございます。令和 5 年度から実施いたしました矢掛町民間賃貸住宅等建設補助事業について、これまでの民間賃貸住宅の建設の実績として令和 5 年度に 2 棟 17 戸、令和 6 年度に 5 棟 32 戸でございます。2 年間の合計で 7 棟 49 戸の民間賃貸住宅の建設がございました。

建設補助申請件数は令和 5 年度で 2 件、令和 6 年度で 5 件、いずれの申請も補助金交付額の上限である 1,200 万円の申請をいただき、2 か年で 8,400 万円を交付させていただきました。

成果といたしましては、3 点挙げられるというふうと考えております。まず 1 点目でございますけれども、1 戸当たりの投資額が約 170 万円で 2 年間の短期間の内に町内に 49 戸の賃借住宅が増加したこと。2 点目は、民間住宅でありますから、多用するニーズに適應した住宅であり、町として維持管理が不要であること。3 点目は定住人口の増加でございます。

令和 7 年 1 月末で既に 35 戸の入居があり、そのうち約 7 割の方が町外からの転入者であります。

現在では予算枠にも達し、問い合わせ等も本年度夏以降ございません。

したがいまして、民間活力のもと本町の需要と供給に見合った数の民間賃貸住宅を建設していただいたものと考えており、来年度以降は企業を対象とした住宅等の補助事業のみを継続する予定でございます。

3 点目の空き家を活用した町営住宅についてでございます。中間管理住宅制度による空き家を活用した町営住宅施策についての御質問でございますが、現在では、先ほどお答えさせていただいたとおり、矢掛町営住宅等長寿命化計画の改定を行っております。

住宅に困窮している高齢者や子育て世帯への住宅施策につきましては、改定後の計画による施策を推進することとなり、現時点では、中間管理住宅制度による町営住宅施策は考えておりません。

しかしながら、議員の御提案のありました中間管理住宅制度を利用した空き家の利活用につきまして

は、空き家バンクによる利活用以外の新たな方法による移住・定住のための住宅施策といたしまして、貴重な御提言と受け止めさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（稲田欽也君）** 6番原田議員の4点目の御質問、土地開発公社による住宅地造成分譲について、企画課からお答えをいたします。

土地開発公社の分譲地造成の方針ですが、多くは地域からの御要望を基に造成をしております。それに加え、購入希望者のニーズも加味しながらの運営となっております。

今後の開発につきましても、地域の御要望を充分にお聞きしながら、購入希望者の利便性やニーズをよく吟味した上で理事会の審議を得て決定してまいるといふことに変わりはありません。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 原田君。

**○6番（原田秀史君）** それぞれの課長からの答弁ありがとうございました。

内神住宅に関しまして建て替えの時期については、昨年末に実施したアンケート調査では、約4割の世帯の方が建て替えは不必要との結果があり、建設着手の時期は、入居者の事情等検討事項が多くあるため現時点では示せないが、国の住生活基本計画に基づき、建て替えは令和12年を目安にする旨の答弁がありました。

内神住宅は、昭和44年から昭和48年に建設され、既に52年から56年が経過しております。本年2月20日の新聞報道によりますと、浅口市では、令和6年1月の能登半島地震で多くの住宅被害が出たことを受け、昭和30年から昭和54年に建設された市営住宅4団地計10棟、12世帯23人の入居の廃止を決定し、12世帯に対しては今後3年間で他の市営住宅への引っ越しを案内するとありました。

本町では現在、内神住宅を含め12団地122戸があり、廃止が前提の9団地74戸の町営住宅は入居停止の状況であり、ほかの新小林団地37戸、矢掛団地11戸がありますが、現在は全戸入居済みであり、こうした手法は現状では不可能に近いものがあります。また、現在の入居者17世帯の方々が、6年後に全世帯退去されるのは、過去の経緯から推察いたしましてもなかなか容易ではないかと思われまます。

先ほど今後、建て替え方法等検討すべき点が多くあるとの答弁がありました。また、現在地の敷地面積では、新小林住宅と同等な住宅44戸の建設は、困難であるとありました。

そこで選択肢の一つとして、現在の敷地に建設するのではなく、新たな土地への建設案、これはあくまで例えばですが、矢掛駅の西にあります職員駐車場に建設し、職員駐車場については現在ある旧マルナカ跡地の駐車場を利用し、入居者全戸の方が退去された跡地は住宅団地等に活用するというのも一案ではあるとは思いますが、執行部の見解をお聞きします。

また、子育てに特化した仕様については、現在の新小林住宅では全世代に配慮した住宅となっているとの答弁を聞き、安心しました。そうした中で詳細を教示とありましたので、何点か他の先進地市町村の事例から言いますと、ハード面では、標準プランを基本に水回りなどの広さを確保、子どもの成長に応じた間取り・広さについて柔軟性を確保、乳幼児の事故防止に配慮した設計とし、安全性を確保といったものがありますが、このことを含めましてその他の部分につきましては、子育て世帯の方を対象にしたアンケート調査を実施し、検討されたらと思います。

次に、民間賃貸住宅については、2年間で7棟49戸を建設し、35戸の入居があり、そのうちの7割が

町外からの転入者であったことは人口減対策としての効果、また多額の建設費を掛け公営住宅を建設するのではなく、民間活力を活用し、総額 8,000 万円の補助金による費用対効果は大変大きなものがあったと評価をいたします。

そうした中で今後は、企業の社宅等への補助事業を新設するとありますが、そのことに加え用途区域及び近隣での民間による宅地造成への補助金事業を提案いたしますが、執行部の見解をお聞きします。

次に、中間管理住宅制度を活用しての町営住宅としての空き家の利活用については現時点では考えていないが、移住・定住を促進するための新たな施策として受け止めるとの旨の答弁がありました。

課長も御存じだとは思いますが、中間管理住宅制度とは移住・定住促進を目的といたしまして、市町村が民間の空き家を借り上げて整備し、希望者に賃貸する自治体独自の制度です。この中での空き家のリフォーム等の整備につきましても、総務省の過疎地域市町村が補助対象の定住促進空き家活用事業を活用しますと、基幹集落に 3 戸以上の整備を条件に国の補助率が 2 分の 1 —— 補助裏には、過疎債活用が可能でその中の集落再編整備のため住宅に掛かる充当率は 75 パーセントで、市町村の実質負担は 12.5 パーセントとなり、整備費用の負担を軽減できます。

先進地であります高知県四万十町では令和 5 年度までにこの制度により 39 戸の空き家が改修され、入居率はほぼ 100 パーセントといった状況で、移住・定住促進につながっています。また、全国的にも徐々に広がりを見せているようです。

読売新聞オンラインにありました大東建託が発表した街の幸福度&住み続けたい街ランキングで中国地方での街の幸福度では 1 位に、また住み続けたい街では 5 位にランクされている現状がある中で、移住者はもとより町内在住者の町内への定住を図るためにも、この機を捉えて早急に中間管理住宅制度に取り組んでいくべきだと思いますが、執行部の答弁を求めます。

次に、土地開発公社による宅地造成ですが、地域の要望を聞く中で利用者の利便性や採算を理事会で判断し、開発箇所を決定するとの旨の答弁であったと思いますが、矢掛町が作成した第 6 次矢掛町振興計画の施策 5-1 適正な土地利用の推進の施策の方向 3 に掲げられています“住宅用地は地域の状況を踏まえつつ、機能の集約化や居住の中心部への誘導など、生活の利便性や環境等に配慮した良好な居住空間の形成に努めます”の中の居住の中心部への誘導を基に、開発公社による分譲地造成の今後の方向性を質問しましたが、先ほどの答弁では、地域の要望を聞く中で進めるということはありませんでしたが、コンパクトシティを視野に入れ、ある程度中心地に集中するののかについてはなかったように思います。

制度上は別組織である土地開発公社ではありますが、その組織と連携し、土地政策を推進されている行政の立場からの見解を改めてお聞きいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 6 番原田議員の再質問について、建設課よりお答えさせていただきます。

内神住宅の建て替え等についての再質問でございます。最初の答弁でも申し上げましたとおり、公営住宅の建て替えにはさまざまな検討が必要であり、その中で建設場所や入居者の方々への配慮等も検討すべき重要項目であると認識をしております。

子育てに特化した住宅仕様につきましては、本町では、公営住宅の平均入居年数は 29 年程度と非常に長期間となっている傾向がございます。そのため、基本的には現在取り組んでおります全世代に配慮した住宅建築を進めてまいります。

また、実施したアンケート調査の住宅の改善で優先すべきことの項目では、水回りに関することが最

も多い結果でございました。先ほど頂戴いたしました御意見は御提言として承ります。

次に、民間による宅地造成への補助金事業でございますが、現在は本町に移住することを目的に住宅を建築又は購入される方を対象にした矢掛町定住促進助成制度で対応させていただいております。なお、この制度においても、建築資材等の物価高騰を踏まえ、令和5年より1件当たり一律50万円を増額させていただいております。本年度は2月末で30件4,360万円の実績でございます。

最後に、中間管理住宅制度の早急な取組についての御提案でございますが、本町の空き家バンク制度は、平成18年から登録を受け付けており、これまでに登録された件数は298件でございます。そして、登録物件成約件数は209件、約7割の成約率となっており、このほかにも空き家改修補助事業の活用は平成26年度の事業創設以来212件の活用をいただいております。また、民間の不動産事業者にお聞きしたところでは、矢掛の空き家物件は、非常に程度が良く市場での人気も高いとのことでございます。

このような状況下の中、中間管理住宅制度の取組については、空き家バンクの状況や市場の状況を注視して見守る必要があると考えており、早急な取組につきましては現在のところ考えておりません。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（稲田欽也君）** 原田議員の再質問にお答えいたします。

行政の立場からコンパクトシティを視野に入れているのかという御質問です。都市計画法に基づく用途区域の中では住居地域が定めてあり、住宅に適した場所として規制が定められております。

計画では矢掛町矢掛地区、小田地区へ住居地域が定められております。今後も都市計画にしたがってまいります。

そして、これまで進めてきました土地開発公社の住宅もそれぞれの地域の中心部への拠点へ宅地分譲するものであります。今後も利便性の高い地域の中心部への住宅分譲を理事会で御審議いただきながら進めてまいります。

御指摘のとおり、少子高齢化による人口減少続く中、コンパクトシティの有効性は大きいものと認識しております。今後も地域の実情や将来、住民の利便性、そしてコンパクトシティなどの社会課題も興味しながら住宅施策を考えてまいります。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 原田君。

**○6番（原田秀史君）** それぞれ答弁ありがとうございました。

内神住宅の現在地以外への建て替えについては、明確な回答は得られなかったと思います。現在地の建て替えをすることは、入居者のさまざまな事情等を考慮すると決断の時期は容易ではないと思っております。現在地以外への建て替えを選択肢の一つとして提案いたしました。

現時点での町営住宅への入居の需給バランスは均衡であるとお聞きしておりますが、人口減少下ではありますが世帯数は増加傾向にあり、今後は高齢者世帯やひとり親世帯の増加も予測される現状、また、近い将来起きるであろうと言われております南海トラフを起因とする大地震が予測される中、内神住宅の建て替えは、後へ後へと遅れる案件ではないと思っております。

矢掛地区には、先ほど言いました矢掛駅西の職員駐車場のほかに住宅用地として活用可能と思われる町有地が何か所かあると思っておりますので、そうしたことも念頭に現在地以外への建設計画も一つの選択肢と捉えていただき、可能な限り早い時期の建て替えをお願いいたします。

また、その建設計画の中で子育てに配慮し、特化した住宅につきましては、先ほど言いました整備要件等を備えた子育て世帯専用で入居期間の制限があり、入居条件を緩和した子育て世帯やこれから子育てを考えている世帯などを支援する住宅をある程度の戸数を標準世帯様とは別に計画の中に盛り込んでいただければと思います。

次に、民間による宅地造成に係る補助金制度につきまして、先ほどの御答弁では民間事業者による宅地造成の補助金事業は考えていないとの趣旨だったと思います。

このことにつきましては、この後の土地開発公社に関しての質問事項にも関わりがありますが、令和2年3月議会において私の土地開発公社に関する質問に対して「宅地分譲において、矢掛地区は矢掛町の中でも唯一民間事業者の採算が合う地区で、そのほかの地区については土地開発公社の役割である」との旨の答弁が執行部からあったことの中で、矢掛地区では民間事業者による小区画の宅地分譲は何団地かありましたが、なかなか土地開発公社との役割分担ができていない現状がありますので、民間賃貸住宅等建設補助事業が今年度で終了すること、また現在、先ほども言いましたが矢掛地区に分譲地のストックが少ないことを踏まえまして、新たな民間活力を活用した事業として提案いたしました。

先ほどの答弁では、土地購入者に対する補助事業について触れておられましたが、その事業を活用し、住宅を建設する宅地が、個人所有地以外の分譲宅地が矢掛地区に少ないという現状もありますので、こうしたことも考慮されて今後の住宅施策に期待をいたします。

次に、中間管理住宅制度の取組については、空き家バンク制度の活用が活発であるため早急な取組は現在考えていないとの答弁でありましたが、まず、移住定住促進において移住定住者の方の多くは、ある程度の都会で生活する中で、定年後、自分の生活スタイルに合った新たな生活の場を求め方、また子どもが誕生したことをきっかけに子育てに適した環境を求め方などさまざまな方がおられる中で、移住定住を促進するためにはそうした方々のニーズを的確に捉えての住宅施策が必要ではないかと思えます。

そうした中、本町では、主には空き家バンク制度を通し、空き家を購入し、リフォーム後に入居されるケースが多いのではないかと思います。こうした方々のように空き家を購入する方もおられる一方、子育て世帯を含め比較的所得の低い若年層等では、初期費用の負担が少ない賃貸の一戸建て住宅を希望される世帯もおられるのではないかと推察されます。こうしたことが要因となり、本町への移住定住を躊躇される若い世帯の方もおられるのではないかと思います。

こうした比較的若い世帯の方々の移住定住を促進するためにも、また先ほどの質問で川上議員の質問で求められた長期間利用型のお試し住宅の補完の役割を担うためにも、整備した住宅を移住定住希望者に早急に供給できる中間管理住宅制度による住宅も必要ではないかと思えますので、現況を注視する中で今後の移住定住施策に生かされることを期待いたします。

次に、土地開発公社の方向性については、大きな意味で将来を見越した住宅の必要はあると思えますが、地域での要望を聞く中で住宅団地を造成することは、定住人口の増加により地域の活力を維持するためにも必要なものではないかと思えます。

今後の少子高齢化の中での人口減少社会に対応するためのコンパクトシティ化を進めることと要望を聞く中で各地域への住宅造成を造成することは相反することもあります。行政による民間活力を活用した施策と土地開発公社の役割分担の中でバランスの取れた土地施策をお願いいたします。

いずれにいたしましても、本町の人口は、岡山県市町村住民基本台帳によりますと平成30年1月の1

万4,309人から令和6年7月には1万3,273人と5年間で約7.2パーセント1,036人減少しています。

冒頭でも言いましたが、今後の少子高齢化が一層進展し、人口減少は避けられないと思いますが、その人口減少を可能な限り抑制し、町の活力を維持発展していくためには、定住や人口流入を促進するための住宅施策が大変重要になると思ひまして、この質問をいたしました。

それぞれの項目の中で私なりの提案をいたしましたので有効性のあると思われるものは検討していただき、早急な事業実施をお願いいたしまして、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、7番小塚郁夫君お願いします。小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 議席7番小塚郁夫です。通告に従い、1点目は介護施設などと介護人材確保、2点目は矢掛町かるたマップについて質問します。

高齢化社会が到来し、介護需要の増加が見込まれる中、在宅サービスのニーズが高まると訪問介護サービスが必要になると思われます。また、介護施設なども大幅に不足するとともに介護人材確保も急務と考えます。本町でもいろいろな介護施設がありますが、町民は年金で入れるような施設を希望していると思ひます。

そこで、2点質問します。1点目、町内での介護施設の入居値段はどれくらいですか。また施設は何か所ありますか。2番目、介護人材確保をどのように計画していますか。担当課の考えをお伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（片岡 崇君）** 7番小塚議員の御質問、介護施設の入居について、福祉介護課からお答えいたします。

質問の1点目、本町内の介護施設の入居値段はどのくらいですか。また施設は何か所ありますかという御質問ですが、介護施設の入居費用については、サービス費用に加えて、食費、居住費、日常生活費が必要になります。

介護施設の種類によって入居条件やサービス内容、サポート体制などが異なり、介護度や所得状況、各事業所でも諸費用がそれぞれ異なるため入居費用の回答について難しいところがありますが、やはりある程度の年金収入がないとやはり難しいと言わざるを得ません。

例えば、非課税世帯で資産が基準を超えない方については介護保険による減免制度もありますが、町内のほとんどの介護施設で国民年金満額では入居は難しいと思ひます。

次に、施設の箇所数ですが、まず、要介護3以上の方が対象となる特別養護老人ホームが町内に1か所あり、南山田の矢掛荘が該当となります。次に、認知症対応型共同生活介護——グループホームですが、矢掛地区のグループホーム本陣とグループホームさくらの家の2か所があり、入居条件は認知症の方で要支援2以上となります。次に、介護付き有料老人ホームが1か所あり、矢掛地区のハーモニー矢掛が該当となります。入居条件は、要支援、要介護とも利用可能です。また、介護老人保健施設ですが、矢掛地区のたかつま荘、横谷のリハビリポルソ矢掛の2か所があり、要介護1以上で医療的なケアが必要な人が在宅復帰を目指す施設となっています。

続いて質問の2点目、介護人材確保をどのように計画していますかという御質問ですが、介護人材確保については全国的な問題であり、国においては令和6年度の介護報酬改定において講じた介護職員の処遇を改善するための措置を確実に届け、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援することとし、職員の負担軽減・業務効率化、テクノロジー・ICT機器の

活用，経営の協働化などの取組も支援することとしております。

町内の事業所の状況ですが，少子化に伴い，外国人技能実習生の受入れによって人材不足をカバーしようとする事業所が多くなってきております。

また，本年度，町では岡山県地域医療介護総合確保基金事業を活用し，人材確保のための職員宿舎の改修を行う事業者に対して補助事業を実施しております。

町としては，事業所で定期的に開催される運営推進会議に出席して，運営状況を把握するとともに国・県の介護人材確保に対する支援策など事業所にとってメリットとなる情報提供を行うなどして支援してまいりたいと思いますので，よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 答弁の中にもありましたが，介護施設の入居者によっていろいろな施設があり，年金だけでは入居は難しいとのこと。また，介護人材確保も外国人実習生の受入れが進む中で，本町としてしっかりとフォローしていただき，外国人でも献身的な介護ができるように要望して，次の質問に入ります。

矢掛町合併70周年記念のイベントで多くの催しが行われ，町歌が矢掛夢唄になり，町民の皆様も矢掛町に対する関心も高く，文化センターの観客も以前より多くなってきています。

更に郷土愛の豊かな人間，子どもたちを育てるために矢掛町のイベント，文化，歴史の魅力を小さい子どもから大人までより理解していただくために，かるたで説明し，子どもたちが地域の史跡や伝統行事を遊びを通じて親しんでもらうため，いつでも楽しめる矢掛町かるたマップを作成し，保育園や公民館，図書館に置いて貸し出したらと考えております。

矢掛町かるたマップの取組を担当課にお伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（稲田由紀子君）** 7番小塚議員の御質問，矢掛町かるたマップについて，教育課から答えいたします。

郷土愛の豊かな子どもたちを育てるために矢掛の文化・歴史の魅力をかるたにし，子どもから大人まで楽しめるものにし，貸出ししたらどうかとの御提案ですが，今年度，合併70周年記念町民提案型事業として矢掛きりえの会の皆さんが“やかげきりえカルタ”を作製されました。内容は，町内の文化財や伝統行事，名産品をうたった読み札とその情景を美しい切絵で表現された絵札によるものです。

町内の文化財として本陣や福武家長屋門など，伝統行事として大名行列や備中神楽など，名産品としてアスパラガスや干柿などが読み札の中でうたわれています。

このやかげきりえカルタは70部作成され，40部を町へ寄贈していただきました。そして，今年1月に各保育園，小・中・高等学校，公民館，図書館，老人福祉センター，介護サービス事業所等に配付しています。図書館においては，貸出し出来るようにしてありますので，ぜひ活用していただきたいと思っております。

また，合併60周年の時も小学生が，町内の文化財や伝統行事，名産品をうたったかるたを作っています。子どもたちが，やかげを思い考えた読み札と子どもたちが描いた絵になっています。この時作ったかるたは，学校での合同授業の時に使用しました。合併60周年の時に作成したかるたも図書館において貸出ししていますので，ぜひこちらも併せて御活用いただきたいと思います。

どちらのかるたも矢掛町の文化財や伝統行事，名産品を表現したもので，子どもから大人まで楽しん

でいただけるものと思います。ぜひ、活用してください。よろしくお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** やかげきりえカルタについて答弁をいただきました。

せっかく矢掛町の文化財や伝統行事などを表現したかるたなら、いま観光で町外から多くの人が本町にきています。もちろん本陣、脇本陣も重要ですが、矢掛町のいろいろな場所、観光や史跡巡りにも来ていただくために道の駅や観光交流推進機構などにきりえカルタを掲示したらと考えます。

再度、担当課の考えをお伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 7番小塚議員の観光施設等におけるきりえカルタの掲示についての再質問に産業観光課からお答えします。

先ほど、教育課長から答弁がありました図書館での貸出しが可能となっている旨及びかるたに紹介されている矢掛町の文化財、伝統行事及び名産品を掲載したポスター等を作成し、町内の主要観光施設に掲示することにより、多くの方にきりえカルタの周知を図りたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** ありがとうございます。せっかく多くの方が来ているので、かるたを有効活用していただくように要望して、私の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、14時25分まで休憩いたします。休憩。

午後 2時10分 休憩

午後 2時24分 再開

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

それでは、4番岸野榮治君をお願いします。岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** 議席4番岸野榮治です。通告により、質問をいたします。

矢掛町のDXの推進についてであります。国は、各自治体に住民の利便性向上と運営の効率化のためにDXを推進しています。

矢掛町のDXの進捗実績を町民にわかりやすく説明していただきたいというふうに思います。担当のほう、よろしくお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（稲田欽也君）** 4番岸野議員の御質問、矢掛町のDX推進について、企画課からお答えいたします。

一般的にDXというのは、デジタル技術を使って私たちの生活や仕事をより良くすることです。

具体的には、コンピュータやインターネットを活用して情報を効率的に管理し、サービスを向上させることで時間や手間を省き、私たちの生活を便利にするものです。

役場で行う手続きについては、役場の開庁時間に出向いて行う必要がありました。しかし、今では一部の手続きは、スマートフォンやパソコンを使って自宅に居ながらいつでも手続きが可能となっております。

ます。現在、対応している手続きは約 40 種類ほどで順次拡大を予定しております。

また、マイナンバーを使い、全国のコンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得することができます。矢掛町におけるマイナンバーカードの普及率は令和 7 年 1 月末時点で約 88 パーセントであり、多くの町民の方がこの便利なサービスを活用することができます。

今後、少子高齢化社会により人口の年齢構成が変化し、行政職員の不足、そして、行政サービスの見直しも予想されます。そうした事態に対応するべく、行政DXを推進し、業務の効率化、そしてそれによる利便性を町民が享受できるような仕組みを作ってまいりたいと思います。

町民の皆様が便利に安心して利用できるように今後もさまざまな分野の業務のデジタル化を推進してまいります。積極的に御活用いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** わかりやすく説明していただきました。町民が安心して利用できるシステムとして業務のデジタル化を進めていくということでございます。

再質問として、次の3点を質問させていただきます。DX化によるメリットは、データの連携、一元管理による住民の利便性向上があります。住民へのどんなサービスが便利になったか、具体的に。二、定額タクシー制度、健康ポイント導入事業を本年度新たな事業として実施していますが、住民の利用状況や評価はどんなものであるか。三、DX化したシステム移行により、サービスも多岐に及ぶ。住民への周知も大切であります。十分に住民等に周知ができているか。

以上、3点を質問します。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（稲田欽也君）** 4番岸野議員の再質問にお答えいたします。

1点目の御質問の答えです。先ほど申し上げました手続きのデジタル化に加え、施設予約、SNSを利用した情報発信、納付のキャッシュレス決済、保育園の登園管理のオンライン化、支払いや手続き、情報発信などからデジタル化を進めております。

2点目の御質問です。今年度導入しました2事業ですが、定額タクシー事業は令和7年1月現在で登録者数330人で、御利用の声は「意外と簡単であった」「利用料の負担が減って助かる」「タクシーの予約が面倒」といった声を耳にしております。現在、利用者のアンケート調査を行っている最中であり、今後の事業に生かしてまいりたいと思います。

そして、健康ポイント事業ですが、参加者383名で令和7年1月末の事業期間終了後アンケート調査では「歩くことの意識付けができた」「健康習慣ができた」「もっと長く続けてほしい」「歩数カウントがうまくできない」などの意見が挙がっております。

どちらもデジタルを活用した事業であるため利用する側にとっても運営する側にとっても、スムーズな実施ができた事業であります。

3点目の御質問ですが、これからもデジタルを活用した業務やサービスはどんどん出てまいります。デジタル化ということで今までどおりの説明では不十分な点もあるかと思えます。工夫をしながら町民一人も取り残されることがないように説明周知を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** ただいま、デジタル化ということで今までどおりの説明では理解ができない点もあるかもわからない。町民に周知をしていくことが、大切であります。

そんな中、3月3日の山陽新聞内政総合のページに岡山県矢掛町ではマイナンバーカードを独自に活用して定額タクシー事業を実施している。独自のサービスを受けるには住民が利用申請し、自治体に出向き、カードにデータを書き込む手続き等が必要になるなどハードルも高い面がありますが、住民向けサービスを展開していると大きく報じています。

DX化をしていく業務やサービスはどんどん増えていくと思いますが、住民の利便性向上や業務の効率化を進めてもらいたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、3番福田京子君、お願いします。福田君。

**○3番（福田京子君）** 議席番号3番福田京子でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。2つございます。

まず最初に、水道水の水質の安全性についての質問をさせていただきます。午前中にも水道の料金の件で質問がございましたが、私は今回、水質の安全性についてということで質問させていただきます。

私たちが生きていくのに不可欠なものに水があります。きれいな水なんてどこにでもあって当然、そう思っていました、最近では様子が変わってきているようです。

有害であると指摘される物質が水道水に含まれていたという報道を耳にするたびに自分が今飲んでいてこの水は大丈夫なのだろうか、不安に襲われます。最近では、PFASという有機フッ素化合物が大きく取り上げられています。岡山県下でも浄水場の水が汚染されていた。その原因は、何年も放置されていた活性炭だったという報道がありました。その影響は、汚染されていた水を飲んでいて人700人の血液検査の結果に明らかに出たそうです。アメリカの基準の約7.5倍の値であったとの発表がありました。

そこで、矢掛町の上水道水の現状について教えてください。矢掛町の水源は、何か所、どこにあるのでしょうか。その水質検査はいつ、誰が、どんな方法で、どれくらいの間隔で実施しているのでしょうか。また、検査項目の数と数値の概要を教えてください。特に、今回話題に上がっているPFASの項目は、検査項目にあるのでしょうか。担当課の答弁をお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 3番福田議員の御質問、水道水質の安全性について上下水道課からお答えいたします。

はじめに、昨今の報道等で問題となっておりますPFASについてでございますが、矢掛町上水道では、県下でもいち早く令和3年度からPFASの検査を実施しておりますが、いずれの水源、いずれの年度においても、定量下限値未満という結果でございますので、安心して上水道を御利用ください。

参考までに、定量下限値未満とは、測定方法や測定の精度を定めた法令に基づき検査を実施した結果、成分の検出可能な限界値を下回っているという意味でございます。PFASは検出されていないということでございます。御安心ください。

さて、御質問いただきました水源の箇所数及び場所でございますが、箇所数としては5か所でございます。いずれの水源も河川からの取水ではなく地下水を取水する浅井戸でございますので、目には付きにくいとは思いますが、小林地区は美山川の左岸に、東川面地区では星田川の右岸に、江良地区の小田

川右岸、浅海地区の小田川左岸、小田地区の小田川左岸にそれぞれ設置されてございます。

次に、水質検査の実施方法、検査内容などについてでございますが、令和5年12月議会一般質問でも御説明いたしておりますが、水道事業において供給する浄水の水質基準につきましては、水道法第4条をはじめ水質基準に関する省令などで定められており、原水では39項目、浄水では51項目が水質基準項目として、その基準が細かく定められております。また、そのほかにも、水質管理目標設定項目——PFASの項目はこちらの管理目標項目として定められてございます、など水道水質管理上の留意すべき項目についての基準が定められております。

水質の検査方法につきましては、水質基準に関する省令の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法として厚生労働省通知が発出されており、その通知の中で、試料の採水方法から保存方法、検査器具・装置の種類、検査・分析の方法など、それぞれの検査項目ごとに細かく検査方法が指定されてございます。

本町では、厚生労働省の登録を受けた指定検査機関である岡山県健康づくり財団に委託して、定期的な検査を実施しております。もちろん、検査精度は国の基準に準拠したものでございます。

この水質基準項目の検査結果でございますが、本町のホームページにも毎年掲載してございますので、ぜひ御覧いただければと思いますが、浄水51項目について全ての項目で基準値を満たしておりますので安心して上水道を御利用ください。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 福田君。

**○3番（福田京子君）** ただいまお答えいただいた項目、数値をお聞きしまして、ひとまずは安心いたしました。

今回はよそで出てきたことではありましたが、15年間も野ざらしにされていた使用済みの活性炭、産業廃棄物が原因であったろうと言われております。

全く同じことで、同じものが我がまちにも起こるなんてことはないと思われそうですが、似たようなものが産業廃棄物が矢掛町に持ち込まれる可能性というのは否めません。

ぜひとも、水だけに限りませんが環境保全に今後一層目を光らせていただくこと、安心安全の町の生活のためにも、ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。有害鳥獣対策についてです。この件は、昨年9月にも質問をさせていただきましたが、特にイノシシの被害対策を念頭に再度お尋ねをいたします。2点、質問になります。

1つ目。罨免許所持者が捕獲後の駆除、いわゆるとどめ刺しをすることには危険が伴うので、安易には許可ができない。そういう理由は安全性を最優先した判断として、十分理解はできます。

しかしながら、講習を実施するとか、必ず複数人でチームを組んで実施するとか、また、保険を掛けるとか、くくり罨ではなくて箱罨に限定をするとかといったような対処法を工夫することで、その危険性を軽減することはできないのだろうか。そう思ってしまう。

矢掛町の駆除班と自治会班が連携した駆除体制は良好であり、他の自治体から優良事例として視察を受けたということですが、その時期は、具体的にいつ、何件くらいの視察があったのでしょうか。時間の経過を経てその様相に変化はないのでしょうか。

駆除班と行政の制度との折り合いがつかず、こう着状態になった事例を聞いたことがあります。しか

しました、それを乗り越えようと挑戦している自治体があることも耳に入ってきております。

そうしたどの地域でも、日本中悩ましい状態の中、昨年9月の質問には矢掛町の駆除班の実際の人  
数、そして年齢を教えてくださいました。

全国的な傾向としては、猟銃等の所持者数は、昭和55年の55万人から令和5年は8万4,000人と激  
減しております。そして、その所持者数の60歳以上の方というのは、昭和50年では9パーセントだっ  
たものが令和2年には58パーセントにもなっているという統計が、農水省から出ております。

したがって、たとえこれまでが良好な体制であったとしても、このまま踏襲するというのはいかがな  
ものでしょうか。このことについて、どのような具体的な手立てを考えておられるのでしょうか。お答  
えください。

2つ目、矢掛町自治協議会連絡会議において鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲に関する対応と  
して、自治会班の組織化について説明をしてくださったということですが、その会議の出席者というの  
は限定されております。また、多岐にわたる項目の中の一つであったように聞いております。

この対策に意欲のある人、希望する人全員を対象に、分かりやすく丁寧にこの件に内容を絞って説明  
をしていただくこと。その上で情報交換を行うこと。そうすれば、実情に沿ったものになると考えま  
すが、そうした場を設定するようなお考えはございませんか。担当課にお伺いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 3番福田議員の有害鳥獣対策について、産業観光課からお答えいたし  
ます。

駆除における危険性の軽減についてですが、有害鳥獣の駆除については、安全面を最優先して活動を  
されておりますが、全国で事故が多数発生しており、県内においても毎年事故が発生している事実もご  
ざいます。

駆除の際の事故ではございませんが、先月、岡山市東区の路上においてイノシシに襲われ4人が重軽  
傷を負う事故が発生し、猟銃で駆除された報道があり、野生鳥獣の危険性を再認識したところです。

捕獲後においても、興奮したイノシシが檻を破壊し、飛び出してくる、捕獲個体の近くにいる親が襲  
い掛かってくるなど危険性は非常に高く、自分の身を守り、安全に駆除していただくためには銃保持者  
が実施することで危険が軽減されるものと考えています。

なお、檻による捕獲については、各集落の檻管理者と駆除班が連携し、集落ぐるみでの取組を実施し  
ていただいております。継続実施する予定としております。

視察については、令和5年1月に実施した宇内・小田自治会班を対象としたイノシシのくくり罠等の  
設置現地研修において視察を受け入れました。また、電話による問い合わせ等については、正確な件数  
は記録していませんが、年間3件程度の問い合わせをいただき、本町の取組を紹介させていただいて  
おります。

その中には、昨年12月17日に開催した電気柵設置講習会において、講師にお招きした兵庫県立大学  
兵庫県森林動物研究センターの勤務経験がおありで、現在、農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アド  
バイザーの阿部先生からの紹介による他県からの問い合わせなどもいただいているところです。

本町の駆除体制の維持についてですが、駆除班員の減少・高齢化は、全国的な課題となっており、本  
町においても高齢化は進んでおります。

令和7年度に1名駆除班へ加入予定ではありますが、現在の活動が維持できるよう、新規の実施隊自

治会班の設立と合わせ、駆除班による加入促進活動に協力してまいりたいと思います。なお、昨年度より募集しております即戦力のハンターとしての地域おこし協力隊についても、募集を継続してまいります。

実施隊自治会班については、1月15日開催の自治協議会連絡会において各地区自治会長に制度の説明をさせていただきました。本制度についての説明の御要望がございましたら、産業観光課に御連絡をいただければ、制度説明や情報交換などを行わせたいと思います。

鳥獣害対策については、農作物被害の減少や農業者の生産意欲の減退を軽減するよう今後も各関係機関と協力、情報収集を図りながら研究を重ね、有効で持続性のある対策に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 福田君。

**○3番（福田京子君）** 担当課長よりお答えいただきましたが、各自治会長に制度の説明をしてくださったとのことですが、残念ながら限られた時間の中では十分に浸透はできていないのではないかと思います。

担当課としては、個々に連絡があれば出向いてでも2人でも3人でも説明をするというふうに言ってくださっていますが、そのことも地区の人たちにはうまく伝わっていないのかもしれない。

地域おこし協力隊の方の参加をいま募集しているということですが、猟銃の免許を持った人がそういう心づもりでというのは、今のところまだ応募はなさそうですし、あまり期待できないのではないかなとちょっと思っております。

行政としては、連絡があるのを待っている。そういった姿勢よりは、担当課からの積極的な発信によって町民を含めたところの協力、情報交換の場が望ましいと考えます。

そうした場を設定するような方向であるのかどうか。鳥獣害対策に焦点を絞った上の住民も含めた情報交換等が可能な場を少なくとも模索をする、そんな方向性があるのかどうか。それを再質問とさせていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 3番福田議員の再質問に産業観光課からお答えします。

鳥獣害対策においては、地域ごとに地勢や環境が異なり、その地域に適した情報交換を行うには地域ごとに実施することが適当と考えております。

また、実施隊自治会班の設立を検討される場合には、現在活動されている宇内・小田自治会班から情報収集をしていただくことにより、設立に向けた準備や具体的な設立後の活動がより明確になることから、宇内・小田自治会班への連絡調整等をさせていただきければと思います。

なお、罾や柵に係る講習会等を実施してきておりますが、令和7年度において免許を持たない一般の町民の方も参加していただける鳥獣害対策の基礎や鳥獣の習性などが学べる講習会の開催を検討したいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 福田議員の質問について、回答させていただきます。

鳥獣害対策についてですが、県の指導も踏まえて近隣市町とも情報共有の上、実施しているところで

ありますが、国レベルの専門家の間でも有害鳥獣害の対策についての意見というのは分かれておりまして、各市町においても取組はさまざまであります。

本町の場合ですと農業対策振興基金、これを創設いたしまして、侵入防止柵の設置補助、これを行うなどの対策を講じてきました。本年度は10ヘクタール以上の農地を守る防護柵の設置に御活用いただきました。

本年度のイノシシの捕獲数は、これは2月末現在で419頭となっております。これは、過去最高の捕獲頭数を更新しているところではあります。

この鳥獣害駆除の中心的役割を担っていただいております駆除班の皆様の昼夜を投じての活動に対しまして、この場をお借りいたしましてお礼を申し上げたいと思います。

なお、先ほど産業観光課長が申しあげました講習会につきましては、実施に向けて前向きに検討したいと思っております。

今後も効果的で持続性のある鳥獣害対策に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 福田君。

**○3番（福田京子君）** ありがとうございます。

これまでやってきていることを否定するものでは全くございません。しかしながら、暗中模索である。もう国のトップレベルでも、はっきりした解決策がこれだというものがないから、だからみんな困ってるんだというのはよくわかるんですが、一般の我々も何か応援できるんじゃないかなみたいな、そんな気持ちもあるわけです。

もうこのまんま、現状このまんまでは、この先が不安です。農作物だけではなくて、人的被害の報道も耳に入ってくると、私も車で走っててイノシシと出会ったらどうしよう。ふっと不安になります。

一方では、地道に檻の管理を続けて成果を上げていらっしゃる方もいるわけです。そうした方の地道な努力も皆さんに伝わっても良いのではないかと。そして、新しい情報収集や研究の成果、これも広くたくさんの方に知ってもらえる場があっても良いのではないかと。そうすることで被害を最小限に食い止めてもらいたいと考えています。

行政として有意義な牽引をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** 以上で、通告のありました議員の方々からの一般質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日7日の午前9時30分から再開したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日7日の午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会いたします。皆さん御苦労さまでした。散会。

午後 2時56分 散会